

税務スマートブック

令和4年度版



税理士法人 ライトハンド

Right-hand Tax Accountants' Corporation

<はじめに>

この小冊子は、お客様から様々な質問や相談を受けることが多いであろう金融機関・士業・その他の営業職の方々などが、税務に関する一般的な知識・ノウハウを修得するための参考書となることを目的として作成しています。そのため、出来るだけ内容がわかりやすくなることを優先していることなどから記載されている文言が法律上の文言とは異なる場合があります。また、実際の適用・相談対応にあたっては、この小冊子の記載内容のみによることなく、必ず税理士等の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書は皆様の声を基に作成しております。

ご意見・ご要望がございましたら、お気軽に下記 FAX または e-mail にお問い合わせください。

FAX 06(6151)5729

e-mail info@right-hand.or.jp

1. 令和4年度税制改正

(1) 所得税・個人住民税

- ① 住宅ローン控除制度の見直し 3
- ② 住宅リフォーム控除制度の見直し 4
- ③ 無申告等の簿外経費の必要経費(損金)不算入制度の創設 4
- ④ 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し 4

(2) 資産税

- ① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し 5

(3) 法人税・地方法人税

- ① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し 6
- ② 中小企業向け「所得拡大促進税制」の見直し 6
- ③ 大企業向け「所得拡大促進税制」の見直し 6

2. 個人に関する税金

(1) Q & A

- ① 個人に課せられる所得税・復興特別所得税・住民税について概算額の計算をしたいのですが、
どうすればよいですか？ 7
- ② サラリーマン(給与所得のみの者に限ります。また役員報酬をもらっている経営者を含みます。)の給与年収から
概算手取額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？ 7
- ③ 住宅(マイホーム)の購入や増改築をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？ 7
- ④ 不動産の売却時の所得税等はどのように計算しますか？ 8
- ⑤ 住宅(マイホーム)の売却をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？ 8
- ⑥ 相続財産がいくらあると相続税がかかりますか？ 8
- ⑦ 相続財産の金額から概算相続税額がいくらになるのか知りたいのですが、どうすればよいですか？ 8
- ⑧ 相続税対策として有効な生前贈与額がいくらまでなのかを概算で知りたいのですが、
どうすればよいですか？ 9
- ⑨ 小規模宅地等の評価減の特例を使うことができないパターンとして留意しなければならない場合は
どのような場合ですか？ 9
- ⑩ 相続等により取得した財産を譲渡するときの税金の特例はどのようなものがありますか？ 10
- ⑪ 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例を使うことが有効であるパターンとは
どのような場合ですか？ 10
- ⑫ 相続時精算課税制度を使うことが有効であるパターンとはどのような場合ですか？
また、逆に使うべきではないパターンとはどのような場合ですか？ 11

(2) 所得税率 12

(3) 所得税・復興特別所得税・住民税概算速算表 12

(4) 給与所得控除 12

(5) 給与年収と概算手取額 13

(6) 所得制限一覧表 14

(7) マイホーム取得等・増改築等の時の特例	15
(8) マイホーム売却時の特例	20
(9) 相続税率	23
(10) 贈与税率	23
(11) 概算相続税額早見表	24
(12) 相続財産額別の特例贈与による生前贈与額上限の目安	25
(13) 小規模宅地等の評価減の特例	27
(14) 相続により取得した財産の譲渡にかかる特例	29
(15) 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除	29
(16) 相続時精算課税制度	30

3. 法人に関する税金

(1) Q & A	
① 資本金が1億円以下の普通法人などの中小法人等に課せられる法人税・法人住民税・ 法人事業税等について概算額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？	31
② 役員退職金の支給額はいくらくらいにすればよいですか？	31
③ 会社からの退職金以外に、確定拠出年金（iDeCo）や小規模企業共済の退職一時金を 複数受け取る場合に留意すべき点はありますか？	31
④ 土地の上に建物を建築する場合等において、建物所有者が土地所有者と異なることとなる場合、 何か留意することはありますか？	32
⑤ 設備投資をする場合や地方に拠点を移転・拡充する場合、従業員の雇用・人件費が 増加する場合に法人税の特例があると聞きましたが、どのようなものがありますか？	32
⑥ 新事業承継税制の適用に関して、何か留意しておくべき点はありますか？	33
(2) 法人税率	35
(3) 法人税等の実効税率	35
(4) 法人税・法人住民税・法人事業税等概算早見表	35
(5) 役員退職金	36
(6) 借地権	38
(7) 特別償却・税額控除の特例	39
(8) 新事業承継税制	41

1. 令和4年度税制改正

税目	項目	改正内容概要	適用開始		
所得税・個人住民税	住宅ローン控除制度の見直し	住宅ローン控除制度の適用期限が令和7年12月31日まで4年間延長されるとともに、以下の改正がありました。住宅の省エネ性能等(認定住宅等※1の①～③)に応じて借入限度額が段階的に変動するような改正となっております。なお、認定住宅等以外の新築住宅については、令和5年までに建築確認を受けなかった場合には制度対象外(注)となりますので注意が必要です。	①令和4年1月から令和7年12月末までに居住の用に供した場合に適用		
		●改正の概要●			
				改正前	改正後
		控除期間		13年	13年(※2)
		控除率		1%	0.7%
		新築住宅の借入限度額		認定住宅 5,000万円 一般住宅 4,000万円	認定住宅等 2,000～5,000万円 認定住宅等以外 0(注)～3,000万円
		既存住宅の借入限度額		2,000万円	認定住宅等 3,000万円 認定住宅等以外 2,000万円
		控除年の合計所得金額		3,000万円以下(※3)	2,000万円以下
		合計所得金額が1,000万円以下の方の新築住宅の床面積要件		40㎡以上50㎡未満	40㎡以上50㎡未満(※4)
		既存住宅の築年数要件		耐火建築物 取得日以前25年以内 耐火建築物以外の家屋 取得日以前20年以内	昭和57年以降に建築
※1 認定住宅等とは、①認定住宅②ZEH 水準省エネ住宅③省エネ基準適合住宅のことをいいます。 ※2 認定住宅等以外の新築住宅について、令和5年までに建築確認を受け、令和6年以後に入居する場合には、控除期間10年・借入限度額2,000万円。 ※3 令和3年以前に入居し、住宅ローン減税の適用が既に開始されている場合には、令和4年以降も従前どおり合計所得金額が3,000万円以下である年のみ住宅ローン減税が適用されます。 ※4 床面積要件に加えて、令和5年までに建築確認を受けている必要があります。					

税目	項目	改正内容概要	適用開始																																					
所得税・個人住民税	住宅リフォーム控除制度の見直し	<p>住宅リフォーム税制について、令和4年1月1日以降は借入期間5年以上10年未満のローンに対する特別控除(ローン型減税)が廃止されました。ただし、リフォーム工事費用に対する特別税額控除(投資型減税)については改正後においても適用できますので注意が必要です。また、借入期間が10年以上のローンに対しては増改築等による住宅ローン控除(住宅ローン減税)が適用できます。改正内容は以下の通りです。</p> <p>●改正の概要●</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リフォームの種類</th> <th rowspan="2">投資型減税</th> <th colspan="2">ローン型減税</th> <th rowspan="2">住宅ローン減税</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震</td> <td>○</td> <td colspan="2">×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>省エネ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>多世代同居対応</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>△(※)</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅化</td> <td>○</td> <td colspan="2">×</td> <td>△(※)</td> </tr> <tr> <td>その他増改築等</td> <td>×</td> <td colspan="2">×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定の要件を満たす増改築等工事が対象になります。</p>	リフォームの種類	投資型減税	ローン型減税		住宅ローン減税	改正前	改正後	耐震	○	×		○	バリアフリー	○	○	×	○	省エネ	○	○	×	○	多世代同居対応	○	○	×	△(※)	長期優良住宅化	○	×		△(※)	その他増改築等	×	×		○	令和4年1月1日以降の所得税について適用
	リフォームの種類	投資型減税			ローン型減税			住宅ローン減税																																
			改正前	改正後																																				
耐震	○	×		○																																				
バリアフリー	○	○	×	○																																				
省エネ	○	○	×	○																																				
多世代同居対応	○	○	×	△(※)																																				
長期優良住宅化	○	×		△(※)																																				
その他増改築等	×	×		○																																				
無申告等の簿外経費の必要経費(損金不算入)制度の創設	<p>無申告者等への税務調査の場面において、虚偽の簿外経費の書類による納税者の悪質な主張に対し、その書類の調査に多大な事務量を要したこと等を背景として、無申告等の年分(又は事業年度)について、領収書など金額や取引内容、日付が記載された資料が無く帳簿上でも計上されていない経費、いわゆる簿外経費で間接経費に該当するものについては、必要経費の額(法人の場合、損金の額)に算入しない制度が創設されました。(※)</p> <p>※間接経費に関して、帳簿書類や証拠書類を保存する場合又は取引先が明らかでない場合であって、反面調査等により取引が確認できる場合には、必要経費の額・損金の額に算入します。</p>	令和5年分以降の所得税(令和5年1月以降開始事業年度の法人税)について適用																																						
上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し	<p>上場株式等の配当所得等については、所得税と住民税で課税方法が統一されることとなりました。そのため、例えば所得税で「申告不要」を選択した場合には住民税についても「申告不要」が強制されるなど、所得税と住民税で異なる課税方法を選択できないこととなりますので注意が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>申告不要</td> <td>申告不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分離課税</td> <td>分離課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合課税</td> <td>総合課税</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>申告不要</td> <td>申告不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分離課税</td> <td>分離課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合課税</td> <td>総合課税</td> </tr> </tbody> </table>		所得税	住民税	改正前	申告不要	申告不要		分離課税	分離課税		総合課税	総合課税	改正後	申告不要	申告不要		分離課税	分離課税		総合課税	総合課税	令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用																	
	所得税	住民税																																						
改正前	申告不要	申告不要																																						
	分離課税	分離課税																																						
	総合課税	総合課税																																						
改正後	申告不要	申告不要																																						
	分離課税	分離課税																																						
	総合課税	総合課税																																						

税目	項目	改正内容概要	適用開始																				
資産税	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	<p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税について、格差の固定化防止等の観点より下記の改正がありました。</p> <p>①贈与期限 令和4年1月1日から令和5年12月31日まで</p> <p>②非課税限度額</p> <table border="1" data-bbox="483 450 1249 792"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">契約締結期間</td> <td>令和2年4月1日～ 令和3年12月31日</td> <td>令和4年1月1日～ 令和5年12月31日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省エネ等住宅</td> <td>消費税10%</td> <td>1,500万円</td> <td rowspan="2">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省エネ等住宅 以外</td> <td>消費税10%</td> <td>1,000万円</td> <td rowspan="2">500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③適用対象住宅 既存住宅について、新耐震基準に適合する住宅が対象となり、築年数要件が廃止となりました。</p> <p>④受贈者の年齢引下げ 贈与を受けた日の属する年の1月1日において 18歳以上</p> <p>※上記(②を除く)の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び災害があった場合の贈与税の非課税措置についても同様です。</p>			改正前	改正後	契約締結期間		令和2年4月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和5年12月31日	省エネ等住宅	消費税10%	1,500万円	1,000万円	上記以外	1,000万円	省エネ等住宅 以外	消費税10%	1,000万円	500万円	上記以外	500万円	令和4年1月1日から令和5年12月31日まで
				改正前	改正後																		
契約締結期間		令和2年4月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和5年12月31日																				
省エネ等住宅	消費税10%	1,500万円	1,000万円																				
	上記以外	1,000万円																					
省エネ等住宅 以外	消費税10%	1,000万円	500万円																				
	上記以外	500万円																					

税目	項目	改正内容概要	適用開始
法人税・地方法人税	貸付け用の少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し	<p>少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度については、取得価額が 10 万円未満の減価償却資産を取得等した際、その全額を損金に算入できる制度であるが、同特例が節税目的で多用されていることを踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日以後取得等する減価償却資産から「貸付けの用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く）」が除かれます。</p> <p>※補足 上記規定は、「一括償却資産の損金算入制度」及び「中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例」でも準用されます。</p>	令和 4 年 4 月 1 日以後に取得等する資産について適用
	中小企業向け「所得拡大促進税制」の見直し	<p>雇用者全体の給与（給与等支給額）が前年度比 1.5%以上増加した場合に、その増加額の 15%を法人税額から税額控除。</p> <p>また、税額控除上乗せ要件として、①給与等支給額が前年度比 2.5%以上増加した場合には、税額控除率が 15%上乗せとなり、②教育訓練費の額が、前事業年度より 10%以上増加した場合には、税額控除率が 10%上乗せとなります。（税額控除率最大 40% 法人税額の 20%が限度）</p> <p>※補足 旧制度での上乗せ要件である経営力向上要件は廃止になります。</p>	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間内に開始する各事業年度
	大企業向け「所得拡大促進税制」の見直し	<p>継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より 3%以上増加した場合に、雇用者給与等支給増加額の 15%を法人税額から税額控除。</p> <p>また、上乗せ要件として、①継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より 4%以上増加した場合には、税額控除率が 10%上乗せとなり、②教育訓練費の額が、前事業年度より 20%以上増加した場合には、税額控除率が 5%上乗せとなります。（税額控除率最大 30% 法人税額の 20%が限度）</p> <p>※補足 ・継続雇用者：前事業年度及び適用事業年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用事業年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用事業年度の全て又は一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象（具体的には、就業規則に「継続雇用制度」を導入している旨の記載があり、かつ雇用契約書等か賃金台帳のいずれかに、継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載があること）となっていない者をいいます。</p>	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間内に開始する各事業年度

2. 個人に関する税金

(1) Q & A

- ① 個人に課せられる所得税・復興特別所得税・住民税について概算額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？

A. 課税所得金額に応じて「所得税・復興特別所得税・住民税概算速算表」(P.12 2(3)) に当てはめて計算します。

なお、課税所得金額とは、個人事業主など事業所得の場合は事業での利益から基礎控除や扶養控除などの所得控除を差引いた後の金額になります。サラリーマンなど給与所得の場合は給与収入から給与所得控除 (P.12 2(4)) と所得控除を差引いた後の金額になります。

- ② サラリーマン(給与所得のみの者に限ります。また役員報酬をもらっている経営者を含みます。)の給与年収から概算手取額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？

A. 給与収入の年収に応じて「給与年収と概算手取額」(P.13 2(5)) に当てはめて計算します。

- ③ 住宅(マイホーム)の購入や増改築をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？

A. マイホームの購入等に住宅ローンを受けるか否かにより、次のような特例があります。
また、住宅取得資金を親や祖父母から贈与を受ける場合の贈与税の特例もあります。

ローンあり	取得等	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
	増改築等	
ローン不要	取得等	認定住宅等新築等特別税額控除
	増改築等	住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除 多世代同居対応改修工事特別控除
住宅取得資金の贈与あり		住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
		住宅取得資金の贈与時の相続時精算課税制度

特例の内容や要件などの詳細は「マイホーム取得等・増改築等の時の特例」(P.15 2(7)) をご確認ください。

④ 不動産の売却時の所得税等どのように計算しますか？

A. 不動産の売却時には、その売却による譲渡所得(売却益)に対して所得税・復興特別所得税・住民税が課税されます。譲渡所得に係る所得税等の計算方法は次のとおりです。

- ◆ $\text{譲渡所得} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除}(\ast)$ ※ 特別控除の特例を受ける場合のみ
- ◆ $\text{税額} = \text{譲渡所得} \times \text{税率}$

所有期間	税率
譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下(短期譲渡)	39.63% (所得税等 30.63%・住民税 9%)
譲渡した年の1月1日における所有期間が5年超(長期譲渡)	20.315% (所得税等 15.315%・住民税 5%)

不動産の譲渡所得は他の所得とは分離して計算するため、仮に譲渡所得が損失となっても原則として給与所得など他の所得と通算不可

⑤ 住宅(マイホーム)の売却をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？

A. マイホームの売却時に売却益になるか売却損になるか、また、その売却資金により新たにマイホームの購入(買換)があるか否かにより、次のような特例があります。

売却益の場合	買換あり	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
		居住用財産の3,000万円特別控除
売却損の場合	買換あり	特定居住用財産の買換え等の特例
		特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例
		居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例

特例の内容や要件などの詳細は「マイホーム売却時の特例」(P.20 2(8))をご確認ください。

⑥ 相続財産がいくらあると相続税がかかりますか？

A. 相続財産の総額が次の基礎控除額を超える場合は原則として相続税がかかります。

$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

⑦ 相続財産の金額から概算相続税額がいくらになるのか知りたいのですが、どうすればよいですか？

A. 相続財産の課税価格と配偶者の有無や子の数により、「概算相続税額早見表」(P.24 2(11))に当てはめれば概算相続税額がわかります。

⑧ 相続税対策として有効な生前贈与額がいくらまでなのかを概算で知りたいのですが、どうすればよいですか？

A. 相続財産の課税価格と配偶者の有無や子の数により、「相続財産額別の特例贈与による生前贈与額上限の目安」(P.25 2(12)) に当てはめれば最大いくらまでの生前贈与であれば相続対策として有効であるかの目安がわかります。

※なお、これは直系尊属からの贈与で受贈者である子や孫が1月1日時点で20歳以上である特例贈与の場合のものです。

相続税対策として生前贈与を行う場合、将来の相続による相続税率よりも贈与による贈与税率の方が低い場合は、その税率差の分だけ節税できることになります。例えば、500万円の財産を贈与して贈与税が48万5千円かかったとしても、将来の相続時に例えば40%税率に対応する財産が500万円減少していたとすれば、相続税は200万円減少することになり、差額の151万5千円を節税できることになります。

⑨ 小規模宅地等の評価減の特例を使うことができないパターンとして留意しなければならない場合とはどのような場合ですか？

A. 使うことができないパターンとして留意しなければならないパターンは次のとおりです。

◆ 配偶者に先立たれた被相続人が自分名義の自宅(二世帯住宅ではない)に一人暮らしをしており、その取得予定者である相続人が相続開始3年以内に、親族や特別の関係のある法人の持ち家に居住したことがある、あるいは相続開始時において、過去に自らが所有していた家に住んでいる場合

被相続人に配偶者や同居親族がいない場合は、いわゆる「家なき子」が取得する以外は要件を満たすことができません。

◆ 区分所有登記された二世帯住宅に一人暮らしの被相続人と子世帯が別に居住している場合

二世帯住宅の場合、区分所有登記がされていないときは、このパターンであっても二世帯住宅の特例により要件を満たすことができますが、区分所有登記がされているときは要件を満たすことができません。

◆ 生計別の子が被相続人名義の土地(又は土地建物)を無償で借りてそこで個人事業をしている場合

生計一親族が無償で借りてそこで個人事業をしている場合は要件を満たしますが、生計別親族の場合は要件を満たすことができません。

◆ アスファルトなどの構築物を敷いていない、いわゆる青空駐車場の場合

小規模宅地等の評価減の特例は「その土地が建物又は構築物の敷地の用に供されている」必要があります。この場合にはアスファルトなどの構築物を敷けばその要件は満たされます。

◆ 賃貸不動産の建物の所有者が生計別親族であり、地代が無償である場合

建物の所有者が被相続人の親族で、地代が無償である場合、その親族が生計一親族であればその宅地等をその生計一親族が取得した場合は適用がありますが、生計別親族であるときは、適用はありません。

なお、親族である個人間での土地の貸借の場合、地代を有償にすると借地権の問題が生じる可能性が高いため、地代は無償であることがほとんどであると思います。

◆ 被相続人名義の土地を被相続人の同族会社が無償で借りて事業をしている場合

特定同族会社事業用宅地等に該当するための要件の一つに「家賃・地代が有償であること」というものがあります。ですので、同族会社が個人の不動産を無償で借りて事業をしている場合はその宅地等については小規模宅地等の評価減の特例の適用はありません。

◆ 相続発生 の 3 年以内に新たに事業を始めたり、賃貸を始めたりした物件の場合

節税を目的とした、短期間での特定事業用宅地等の保有や事業承継を防ぐため、相続開始から 3 年以内に被相続人が新たに事業を始めている場合や賃貸を始めた物件には原則として特例の適用はありません。

特例の内容や要件などの詳細は「小規模宅地等の評価減の特例」(P.27 2(13)) をご確認ください。

⑩ 相続等により取得した財産を譲渡するときの税金の特例はどのようなものがありますか？

A. 相続等により取得した次の財産を譲渡するときは、それぞれ次のような特例があります。

相続時に相続税の納税をした財産の場合	相続財産を譲渡した場合の取得費の特例
被相続人の居住用不動産であったもので、 現在空き家などである不動産の場合	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例

上記の特例はどちらかのみを選択適用

特例の内容や要件などの詳細は「相続により取得した財産の譲渡にかかる特例」(P.29 2(14)) をご確認ください。

⑪ 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例を使うことが有効であるパターンとはどのような場合ですか？

A. 次のようなパターンの場合に有効です。

◆ 夫婦のどちらか一方に財産が偏っている場合

相続税の基礎控除額は夫婦それぞれにあります。仮に夫が自宅を所有し、妻は何も財産を持っていない場合、妻の基礎控除額は全く使わないこととなります。このような場合にこの特例を使って贈与しておけば、妻の基礎控除額を上手に活用した相続対策となります。

◆ 自宅の地積が小規模宅地の評価減の限度面積(330 m²)を超えている場合

居住用宅地等の小規模宅地の評価減の特例は 330 m² が上限となりますので、自宅の地積が 330 m² 超である場合は、この特例を使って一部を贈与することで小規模宅地の評価減の特例を夫婦で上手に最大限適用することができます。

◆ 将来自宅の売却の可能性があり、その自宅が相続取得などの理由により取得費が不明であるため売却の際に譲渡所得が多額に発生する見込みである場合

その売却時に居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例を夫婦それぞれで使えることとなります。(ただし、売却することがすでに決まっているなどの場合は、居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例の要件である「その後も引き続き居住する見込みであること」を満たさないこととなりますので、そもそも居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例が適用できなくなります。)

なお、この場合は、居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例における自宅の要件が「家屋」又は「家屋及びその敷地」であるため、必ず家屋も併せて贈与する必要があります。

特例の内容や要件などの詳細は「居住用財産に係る贈与税の配偶者控除」(P.29 2(15)) をご確認ください。

◆ 遺留分対策として配偶者に贈与を行う場合

平成 30 年の民法改正により、配偶者への居住用財産の贈与は、老後の配偶者の生活拠点を確保・安定させる目的でなされるものであると推定され、遺留分の計算を行う場合の計算基礎には含めないこととされました。そのため、遺留分対策としても活用が考えられます。

⑫ **相続時精算課税制度を使うことが有効であるパターンとはどのような場合ですか？また、逆に使うときに留意が必要なパターンとはどのような場合ですか？**

A. 使うべきパターンと使うときに留意が必要なパターンは次のとおりです。

〔使うべきパターン〕

◆ 将来相続税がかからない見込みで、生前に子や孫へまとまった財産を移転したい場合

相続時精算課税制度は将来の相続の前倒し的な性格を有していますので、相続時に税額が発生しない見込であれば、将来の相続を待たずに実質的な税負担なしで財産を移すことが可能です。

◆ 大規模な収益不動産など多額の収益を生み出す財産がある場合

そのまま所有しているとその収益の蓄積により相続財産が増えていきますが、その財産を先に相続人等へ移しておけば、その収益の蓄積分を相続人等に帰属させることができます。(相続財産の増加を抑制できます。)ただし、この場合、建物を贈与することになることが多いため、〔使うべきではないパターン〕にもあるように、その建物の将来の評価額が下がるリスクを検討する必要があります。

◆ 生前贈与時の贈与税を抑えたい場合

相続時精算課税制度には特別控除額があり、かつ、税率が一律 20%であるため、通常の贈与(暦年贈与)に比べて贈与税負担は軽くなります。

◆ 将来確実に評価額が上がる財産(開発が進んでいる場所の不動産、堅調に利益が出ている会社の株式など)がある場合

相続時の相続財産に加算される金額は贈与時の価額なので、50 で精算課税制度による贈与をしたものが相続時に 100 になっていたとしても、相続税は相続時の 100 ではなく贈与時の 50 として計算することになります。(価額の固定化の効果)

◆ 生前に特定の相続人等に渡しておきたい財産がある場合

相続時の遺産分割協議の対象から外れますので遺言と同様の効果があります。ただし、贈与財産は特別受益にはなりませんので、遺言と同様、遺留分の問題は残ります。

〔使うときに留意が必要なパターン〕

◇ 相続時に小規模宅地等の特例の適用を受ける予定又は物納する予定の財産である場合

相続時精算課税贈与をした場合その財産について小規模宅地等の特例や物納を適用することはできなくなります。

◇ 将来確実に評価額が下がる財産(建物などの減価償却資産)や価値がなくなる可能性がある財産(倒産する可能性のある会社の株式など)である場合

相続時の相続財産に加算される金額は贈与時の価額ですので、100 で精算課税制度による贈与をしたものが相続時に 50 や 0 になっていたとしても、相続税は相続時の 50 や 0 ではなく贈与時の 100 として計算することになります。

◇ 暦年贈与により少しずつ生前贈与をしていく予定の場合

一度相続時精算課税制度を選択すると暦年贈与には戻れませんので、暦年贈与の年間 110 万円の非課税枠の権利を一生放棄することになります。

◇ 孫(代襲相続人となる孫を除きます)への贈与の場合

相続時に相続時精算課税制度により贈与を受けた孫が代襲相続人でない場合(相続人でない孫や孫養子の場合)は相続時に 2 割加算の対象となります。

◇ 贈与者よりも先に受贈者の相続発生が想定される場合

受贈者に先に相続が発生した場合、受贈者の相続人は贈与財産の持戻し分について①受贈者の相続発生時、②贈与者の相続発生時の二段階で相続税が課税されることになり、精算課税贈与を行わなかった場合(贈与者の相続発生時のみ)に比べて税負担が重くなります。(事業承継税制適用時のみ例外あり)

特例の内容や要件などの詳細は「相続時精算課税制度」(P.30 2(16))をご確認ください。

(2) 所得税率

平成 27 年以後

課税所得金額		税率	控除額
以上	未満		
—	195 万円	5%	—
195 万円	330 万円	10%	97,500 円
330 万円	695 万円	20%	427,500 円
695 万円	900 万円	23%	636,000 円
900 万円	1,800 万円	33%	1,536,000 円
1,800 万円	4,000 万円	40%	2,796,000 円
4,000 万円	—	45%	4,796,000 円

※令和 19 年までは別途復興特別所得税(所得税額の 2.1%)あり

(3) 所得税・復興特別所得税・住民税概算速算表

平成 27 年以後

課税所得金額		税率	控除額
超	以下		
—	195 万円	15.105%	—
195 万円	330 万円	20.210%	99,548 円
330 万円	695 万円	30.420%	436,478 円
695 万円	900 万円	33.483%	649,357 円
900 万円	1,800 万円	43.693%	1,568,257 円
1,800 万円	4,000 万円	50.840%	2,854,717 円
4,000 万円	—	55.945%	4,896,717 円

<使い方例> 課税所得が 600 万円の場合 $600 \text{ 万円} \times 30.420\% - 436,478 \text{ 円} = 1,388,722 \text{ 円}$

(4) 給与所得控除

令和 2 年以後

給与等の収入金額 (A)		右以外	子育て世帯等 (※)
超	以下		
—	162.5 万円	550,000 円	
162.5 万円	180 万円	(A) × 40% - 100,000 円	
180 万円	360 万円	(A) × 30% + 80,000 円	
360 万円	660 万円	(A) × 20% + 440,000 円	
660 万円	850 万円	(A) × 10% + 1,100,000 円	
850 万円	1,000 万円	1,950,000 円	2,100,000 円
1,000 万円	—		

※ 次のいずれかに該当する給与所得者（子育て世帯等）の総所得金額を計算する場合で、その年の給与等の収入金額が 850 万円を超えるときは、給与所得控除に所得金額調整控除が加算されます。

- ① 本人が特別障害者
- ② 年齢が 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

(5) 給与年収と概算手取額

令和4年以後

① 会社員の場合（月給+賞与）

年収	社会保険料	所得税等・住民税	概算手取額
300万円	45万円	5万円	250万円
450万円	68万円	19万円	363万円
600万円	91万円	35万円	474万円
750万円	113万円	56万円	581万円
900万円	136万円	92万円	672万円
1,050万円	150万円	133万円	767万円
1,200万円	160万円	176万円	864万円
1,350万円	170万円	223万円	957万円
1,500万円	180万円	281万円	1,039万円
1,650万円	190万円	342万円	1,118万円
1,800万円	200万円	403万円	1,197万円

※ 前提条件は以下のとおり

- ① 大阪府在住で年齢は40歳～65歳 ② 賞与は夏1ヶ月、冬2ヶ月 ③ 給与所得以外の所得は考慮しない
④ 扶養親族は子2人(控除額76万円) ⑤ 社会保険料控除・扶養控除・基礎控除以外の控除は考慮しない

② 役員の場合（月給のみ）

年収	社会保険料	所得税等・住民税	概算手取額
360万円	54万円	10万円	296万円
600万円	90万円	35万円	475万円
840万円	118万円	79万円	643万円
1,080万円	132万円	148万円	800万円
1,320万円	146万円	221万円	953万円
1,560万円	161万円	315万円	1,084万円
1,800万円	167万円	417万円	1,216万円
2,160万円	167万円	575万円	1,418万円
2,400万円	167万円	688万円	1,545万円
3,000万円	167万円	1,017万円	1,816万円

※ 前提条件は以下のとおり

- ① 大阪府在住で年齢は40歳～65歳 ② 賞与なし ③ 給与所得以外の所得は考慮しない
④ 扶養親族は子2人(控除額76万円) ⑤ 社会保険料控除・扶養控除・基礎控除以外の控除は考慮しない

(6) 所得制限一覧表

令和4年

① 扶養親族なし場合

給与収入（目安）	所得限度	制限の内容
833万円	622万円	児童手当所得制限
850万円	655万円	給与所得控除 195万円上限
850万円	655万円	遺族年金の受給者の所得上限
1,095万円	900万円	配偶者控除 38万円上限
1,145万円	950万円	配偶者控除 26万円上限
1,195万円	1,000万円	配偶者控除 13万円上限
2,195万円	2,000万円	住宅取得等資金贈与の非課税の所得上限
2,195万円	2,000万円	住宅ローン控除適用の所得上限
2,595万円	2,400万円	基礎控除 48万円上限
2,645万円	2,450万円	基礎控除 32万円上限
2,695万円	2,500万円	基礎控除 16万円上限

※ 前提条件は以下のとおり

① 給与所得以外の所得は考慮しない②児童手当所得制限は、「一律控除（社会保険料控除及び生命保険料控除相当額）8万円」のみ考慮し、「障がい者・寡婦（夫）・勤労学生各控除」「雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除」は考慮しない。

② 扶養親族ありの場合

給与収入（目安）	所得限度※2	制限の内容
850万円	655万円	給与所得控除 195万円上限
875万円	660万円	児童手当所得制限（扶養1人）
917万円	698万円	児童手当所得制限（扶養2人）
960万円	736万円	児童手当所得制限（扶養3人）
1,000万円	790万円	給与所得調整控除 15万円上限
1,124万円	896万円	児童手当所得上限（扶養1人）
1,110万円	900万円	配偶者控除 38万円上限
1,162万円	934万円	児童手当所得上限（扶養2人）
1,160万円	950万円	配偶者控除 26万円上限
1,200万円	972万円	児童手当所得制限（扶養3人）
1,210万円	1,000万円	配偶者控除 13万円上限
2,210万円	2,000万円	住宅取得等資金贈与の非課税の上限
2,210万円	2,000万円	改正後住宅ローン控除適用の所得上限
2,610万円	2,400万円	基礎控除 48万円上限
2,660万円	2,450万円	基礎控除 32万円上限
2,710万円	2,500万円	基礎控除 16万円上限
3,210万円	3,000万円	改正前住宅ローン控除適用の所得上限

※1 前提条件は以下のとおり

① 給与所得以外の所得は考慮しない ②児童手当所得制限は、「一律控除（社会保険料控除及び生命保険料控除相当額）8万円」のみ考慮し、「障がい者・寡婦（夫）・勤労学生各控除」「雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除」は考慮しない。

※2 児童手当支給額は以下の場合の区分のとおり

- ・所得が「所得制限未満」の場合……………児童の年齢に応じて1人あたり月額1～1.5万円
- ・所得が「所得制限以上所得上限未満」の場合…1人あたり月額一律5千円

(7) マイホーム取得等・増改築等の時の特例

① 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

<p>特例の概要</p>	<p>令和7年12月までの間に住宅ローン等を利用してマイホームである家屋の取得等・増改築等をし、その住宅に居住した場合は、その住宅ローンの年末借入残高に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる（※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる）</p>																																						
<p>控除額</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">控除期間</th> <th rowspan="2">控除率</th> <th colspan="3">各年の借入限度額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>入居年 R4・R5</th> <th>入居年 R6・R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新築住宅</td> <td rowspan="4">13年 (※1)</td> <td rowspan="4">借入金等の 年末残高の 0.7%</td> <td>長期・低炭素</td> <td>5,000万円</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準</td> <td>4,500万円</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準</td> <td>4,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000万円</td> <td>0円(※1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存住宅</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">0.7%</td> <td>長期・低炭素、ZEH 水準、省エネ基準</td> <td colspan="2">3,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">2,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 認定住宅等以外の新築住宅について、令和5年までに建築確認を受け、令和6年以後に入居する場合には、控除期間10年・借入限度額2,000万円</p>							控除期間	控除率	各年の借入限度額			種類	入居年 R4・R5	入居年 R6・R7	新築住宅	13年 (※1)	借入金等の 年末残高の 0.7%	長期・低炭素	5,000万円	4,500万円	ZEH水準	4,500万円	3,500万円	省エネ基準	4,000万円	3,000万円	その他	3,000万円	0円(※1)	既存住宅	10年	0.7%	長期・低炭素、ZEH 水準、省エネ基準	3,000万円		その他	2,000万円	
	控除期間	控除率	各年の借入限度額																																				
			種類	入居年 R4・R5	入居年 R6・R7																																		
新築住宅	13年 (※1)	借入金等の 年末残高の 0.7%	長期・低炭素	5,000万円	4,500万円																																		
			ZEH水準	4,500万円	3,500万円																																		
			省エネ基準	4,000万円	3,000万円																																		
			その他	3,000万円	0円(※1)																																		
既存住宅	10年	0.7%	長期・低炭素、ZEH 水準、省エネ基準	3,000万円																																			
			その他	2,000万円																																			
<p>取得等の場合の住宅の要件</p>	<p>床面積の1/2以上が専ら居住用</p> <p>家屋の登記簿上床面積が50㎡以上</p> <p>令和4年1月1日～令和7年12月31日に入居した場合、合計所得金額が1,000万円以下のものについて、床面積が40㎡以上50㎡未満(令和5年まで建築確認を受けた新築住宅に限る)</p> <p>建築後使用された中古家屋の場合は次のいずれかの要件を満たす家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。 ii. i.以外の場合、取得の日前2年以内に、地震に対する安全に必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの(耐震住宅)であること。 iii. i.及びii.以外の一定の住宅(要耐震改修住宅)のうち、その取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること。 <p>取得の時に生計を一にしており、その取得後も引き続き生計を一にする親族や特別な関係のある者などからの取得でない</p> <p>認定住宅の場合は長期優良住宅や低炭素住宅などであることにつき一定の証明がされたもの</p>																																						
<p>増改築等の場合の住宅の要件</p>	<p>次のいずれかに該当する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕等の工事 ii. マンション等の区分所有建物のうち、その人の区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕等の工事 iii. 居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕等の工事 iv. 建築基準法施行令の構造強度等に関する規定又は地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕等の工事 v. 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕等の工事 vi. エネルギーの使用の合理化に相当程度以上資する修繕等の工事 <p>自己所有の家屋で、増改築前から自己の主たる居住用である家屋</p> <p>増改築等工事に要した費用が100万円超</p> <p>居住用部分の工事費が全体の工事費の1/2以上</p> <p>増改築等後の家屋の床面積の1/2以上が専ら居住用</p> <p>増改築等後の家屋の登記簿上床面積が50㎡以上</p> <p>控除を受ける最初の年分は、増改築等工事証明書の確定申告書への添付が必要</p>																																						

その他の要件	個人(平成 28 年 4 月 1 日以後取得分は非居住者も適用可)
	取得等・増改築等の日から 6 ヶ月以内に居住
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)
	償還期間 10 年以上の住宅ローンを有するもの ※ 無利子又は 0.7%に満たない利率による勤務先からの借入金、親族や知人からの借入金は除く
	この特別控除を受ける年分の合計所得金額が 2,000 万円以下 ※令和 3 年以前に入居し、住宅ローン減税の適用が既に開始されている場合には、令和 4 年以降も従前どおり合計所得金額が 3,000 万円以下である年にのみ住宅ローン控除が適用されます。
留意点	居住年と居住前 2 年、居住後 3 年の 6 年間に次の特例を受けていない i. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 ii. 居住用財産の 3,000 万円特別控除 iii. 特定居住用財産の買換え等の特例 ※ 住宅ローン控除の適用を受けた住宅について、その後当該住宅について上記の特例を受ける場合は可
	適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続きその住宅に居住している
	次の特例との併用不可 i. 特定(バリアフリー・省エネ)増改築等住宅借入金特別控除 ii. 認定長期優良住宅新築等特別税額控除 iii. 住宅特定改修特別税額控除

② 住宅特定改修特別税額控除(バリアフリー改修工事)

特例の概要	令和 5 年 12 月までの間にマイホームの家屋にバリアフリー改修工事を行った場合には、一定の要件の下で一定の控除率を乗じて計算した金額(A+B)をその年分の所得税額から控除できる。 ※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる						
控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 改修工事に係る標準的な費用の額(※1)の 10%</td> <td>左記 A 部分 20 万円(15 万円)</td> </tr> <tr> <td>B 改修工事に係る標準的な費用の額のうち限度額(※1)を超える部分の金額等の 5%</td> <td>左記 B 部分 40 万円(42.5 万円) 計 60 万円(57.5 万円)(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 限度額は 200 万円。住宅取得に関する消費税等の税率が 5%の場合は 150 万円。 ※2 住宅取得に関する消費税等の税率が 5%の場合は、()内の金額 ※3 改修工事費用の額は A 部分と B 部分の合計で 1,000 万円が限度です。</p>	控除率	各年の控除限度額	A 改修工事に係る標準的な費用の額(※1)の 10%	左記 A 部分 20 万円(15 万円)	B 改修工事に係る標準的な費用の額のうち限度額(※1)を超える部分の金額等の 5%	左記 B 部分 40 万円(42.5 万円) 計 60 万円(57.5 万円)(※2)
控除率	各年の控除限度額						
A 改修工事に係る標準的な費用の額(※1)の 10%	左記 A 部分 20 万円(15 万円)						
B 改修工事に係る標準的な費用の額のうち限度額(※1)を超える部分の金額等の 5%	左記 B 部分 40 万円(42.5 万円) 計 60 万円(57.5 万円)(※2)						
適用要件	自己が所有する家屋について改修工事をして、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供していること。 改修工事の日から 6 か月以内に居住の用に供していること。 この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、3,000 万円以下であること。 工事後の住宅の床面積が 50 ㎡以上であり、かつ、床面積の 2 分の 1 以上を専ら自己の居住の用に供していること。 2 以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。 改修工事に係る標準的な費用の額(その工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を控除した額)が 50 万円を超えるものであること。 工事費用の 2 分の 1 以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること。						

③ 住宅特定改修特別税額控除(省エネ改修工事)

特例の概要	<p>令和5年12月までの間にマイホームの家屋にバリアフリー改修工事を行った場合には、一定の要件の下で一定の控除率を乗じて計算した金額(A+B)をその年分の所得税額から控除できる。</p> <p>※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる</p>	
控除額	控除率	各年の控除限度額
	<p>A改修工事に係る標準的な費用の額(※1)の10%</p> <p>B改修工事に係る標準的な費用の額のうち限度額(※1)を超える部分の金額等の5%</p>	<p>左記A部分 25万円(20万円)</p> <p>左記B部分 37.5万円(40万円)</p> <p>計 62.5万円(60万円)</p>
<p>※1 限度額は250万円(200万円)</p> <p>※2 太陽光発電設備設置工事が含まれる場合の控除限度額は A部分 35万円(30万円)B部分 32.5万円(35万円)</p> <p>※3 住宅取得に関する消費税等の税率が5%の場合は、()内の金額。</p> <p>※4 改修工事費用の額はA部分とB部分の合計で1,000万円が限度です。</p>		
適用要件	②の適用要件に準ずる。	

④ 住宅特定改修特別税額控除(多世代同居改修工事)

特例の概要	<p>令和5年12月までの間にマイホームの家屋にバリアフリー改修工事を行った場合には、一定の要件の下で一定の控除率を乗じて計算した金額(A+B)をその年分の所得税額から控除できる。</p> <p>※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる</p>	
控除額	控除率	各年の控除限度額
	<p>A改修工事に係る標準的な費用の額(※1)の10%</p> <p>B改修工事に係る標準的な費用の額のうち限度額(※1)を超える部分の金額等の5%</p>	<p>左記A部分 25万円</p> <p>左記B部分 37.5万円</p> <p>計 62.5万円</p>
<p>※1 限度額は250万円。</p> <p>※2 改修工事費用の額はA部分とB部分の合計で1,000万円が限度です。</p>		
適用要件	②の適用要件に準ずる。ただし、「平成26年4月1日」とあるのは「平成28年4月1日」と読み替える。	

⑤ 住宅耐震改修特別控除

特例の概要	<p>平成26年4月1日から令和5年12月までの間に、自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修をした場合には、一定の金額(A+B)をその年分の所得税額から控除することができる。</p> <p>※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる</p>	
控除額	控除率	各年の控除限度額
	<p>A改修工事に係る標準的な費用の額(※1)の10%</p> <p>B改修工事に係る標準的な費用の額のうち限度額(※1)を超える部分の金額等の5%</p>	<p>左記A部分 25万円(20万円)</p> <p>左記B部分 37.5万円(40万円)</p> <p>計 62.5万円(60万円)</p>
<p>※1 限度額は250万円(200万円)。</p> <p>※2 住宅取得に関する消費税等の税率が5%の場合は、()内の金額。</p> <p>※3 改修工事費用の額はA部分とB部分の合計で1,000万円が限度です。</p>		
適用要件	昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋であること。	
	耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること。	
2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。		

⑥ 認定住宅等新築等特別税額控除

特例の概要	令和5年12月までの間に認定長期優良住宅若しくは認定低炭素住宅又は 特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等 をし、その住宅に居住した場合は、一定の要件の下で、認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる		
控除額	認定住宅	控除率	控除限度額
	長期優良、低炭素 特定エネルギー	標準的なかかり増し費用(※1)の10%	65万円(50万円)(※2)
※1 限度額は650万円(500万円)(※2) ※2 住宅取得に関する消費税等の税率が5%の場合は、()内の金額			
適用要件	認定住宅等の新築または建築後使用されたことのない認定住宅等の取得であること。		
	住宅の新築または取得の日から6か月以内に居住の用に供していること。		
	この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、3,000万円以下であること。		
	新築または取得をした住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること。		
	2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。		
	居住年およびその前後2年の計5年間に次の譲渡所得の特例の適用を受けていないこと。 i.居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ii.居住用財産の譲渡所得の特別控除 iii.特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 iv.財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例 v.既存市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例		

⑦ 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例

	贈与税の非課税制度	相続時精算課税制度								
特例の概要	<p>父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合は、次の非課税限度額までについて贈与税が非課税になる</p> <p>【非課税限度額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">贈与年</th> <th colspan="2">非課税限度額</th> </tr> <tr> <th>一般住宅</th> <th>省エネ等住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月1日 から 令和5年12月31日</td> <td>500万</td> <td>1,000万</td> </tr> </tbody> </table>	贈与年	非課税限度額		一般住宅	省エネ等住宅	令和4年1月1日 から 令和5年12月31日	500万	1,000万	通常、相続時精算課税制度は贈与者である親の年齢が60歳以上でなければ選択できないが、住宅取得等資金の贈与を受ける場合に限り、贈与者である親の年齢が60歳未満であっても選択することができる
贈与年	非課税限度額									
	一般住宅	省エネ等住宅								
令和4年1月1日 から 令和5年12月31日	500万	1,000万								
受贈者の要件	贈与時に無制限納税義務者									
	※無制限納税義務者とは、居住者(在留資格により一時的滞在をしている外国人を除く)及び一定の非居住者									
	贈与年の1月1日において18歳以上	贈与時に贈与者の直系卑属である推定相続人								
	贈与時に贈与者の直系卑属									
贈与年の合計所得金額が2,000万円以下										
	以前にこの特例を受けていない									
住宅の要件	日本国内の家屋									
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)									
	受贈者の配偶者・直系血族・生計一親族等からの取得等・増改築等でない									

取得等の場合	贈与年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を住宅取得等の対価に充てて取得等した家屋で、同日までに自己の居住用に供した(又は供することが確実であると見込まれる)もの	
	床面積の1/2以上が専ら居住用	
	家屋の登記簿上床面積が40㎡以上240㎡以下 令和3年1月1日～令和4年12月31日に入居した場合、合計所得金額が1,000万円以下のものについて、床面積が40㎡以上50㎡未満	家屋の登記簿上床面積が40㎡以上
	取得した住宅が次のいずれかに該当すること。 i. 建築後使用されたことのない住宅用の家屋。 ii. 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの。 iii. 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。 iv. 上記iiおよびiiiのいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、一定の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、贈与を受けた翌年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき一定の証明書等により証明がされたもの。	
増改築等の場合	贈与年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を自己の居住用家屋について行う増改築等の対価に充てて増改築等した家屋で、同日までに自己の居住用に供した(又は供することが確実であると見込まれる)もの	
	増改築等工事に要した費用が100万円以上	
	居住用部分の工事費が全体の工事費の1/2以上	
	増改築等後の家屋の床面積の1/2以上が専ら居住用	
	増改築等後の家屋の登記簿上床面積が40㎡以上240㎡以下	増改築等後の家屋の登記簿上床面積が40㎡以上
	次のいずれかに該当する工事 i. 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕等の工事 ii. マンション等の区分所有建物のうち、その人の区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕等の工事 iii. 居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕等の工事 iv. 地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕等の工事 v. 省エネ性又は耐震性を満たす居住用家屋として一定の基準に適合させるための修繕等の工事	
留意点	これらの特例は直系尊属からの贈与のみが対象のため、例えば配偶者の父母・祖父母(養子縁組をしている場合を除く)からの贈与は対象外	
	暦年贈与でも相続時精算課税贈与でもどちらでも適用可	この特例は、一度選択するとその後は暦年贈与の選択をすることができない

(8) マイホーム売却時の特例

① 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例、居住用財産の3,000万円特別控除

	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例	居住用財産の3,000万円特別控除												
特例の概要	<p>所有期間が10年超の居住用財産を売却した場合、売却益(右記3,000万円控除の特例による控除額がある場合はその控除額を控除した残額)のうち6,000万円以下の部分に対して以下の軽減税率が適用できる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得税率</th> <th>復興税率</th> <th>住民税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>0.21%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 通常の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得税率</th> <th>復興税率</th> <th>住民税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%</td> <td>0.315%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	所得税率	復興税率	住民税率	10%	0.21%	4%	所得税率	復興税率	住民税率	15%	0.315%	5%	<p>居住用財産を売却した場合、売却益から最高3,000万円を控除できる</p>
所得税率	復興税率	住民税率												
10%	0.21%	4%												
所得税率	復興税率	住民税率												
15%	0.315%	5%												
売却資産の要件	日本国内のもの	—												
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)													
	居住をしなくなった日以後3年経過日の属する年を過ぎていない													
	売却年の1月1日において所有期間が10年超	<p>この特例を受けることだけを目的として入居した家屋でない</p> <p>一時的に入居しただけの家屋でない</p> <p>別荘などの主に娯楽等が目的の家屋でない</p> <p>転勤等のやむを得ない事情により配偶者等と離れ単身で他に起居している場合、そのやむを得ない事情が解消した後はその配偶者等と起居をともにすると認められる場合のその配偶者等が居住している家屋</p>												
その他の要件	売却先が売主の配偶者・直系血族・生計一親族・同族会社でない													
	<p>この売却にあたり、次の特例を受けていない</p> <p>i. 特定居住用財産の買換え等の特例</p> <p>ii. 固定資産の交換の特例 など</p>	<p>この売却にあたり、次の特例を受けていない</p> <p>i. 特定居住用財産の買換え等の特例</p> <p>ii. 固定資産の交換の特例</p> <p>iii. 事業用財産の買換え等の特例</p> <p>iv. 取用等の場合の特別控除 など</p>												
	売却年の前年及び前々年にこの特例を受けていない	<p>売却年の前年及び前々年に次の特例を受けていない</p> <p>i. この特例</p> <p>ii. 特定居住用財産の買換え等の特例</p> <p>iii. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例</p> <p>iv. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例</p>												

留 意 点	居住用財産の 3,000 万円特別控除との併用可能	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例との併用可能
	—	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例との併用可能(両方で上限 3,000 万円)
	売却年の前年から 3 年前までの間に住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合で、その住宅借入金等特別控除の適用を受けた住宅以外の資産(先行取得の場合の旧宅など)を売却してこれらの適用を受けるときは、その住宅借入金等特別控除の適用は取消	

② 特定居住用財産の買換え等の特例

特 例 の 概 要	令和 5 年 12 月 31 日までに、所有期間が 10 年超の特定の居住用財産を売却し、代わりの居住用財産を購入した場合は、その売却した居住用財産の売却益に対する課税を、将来その購入した居住用財産を売却等するときまで繰延べることができる ※ 売却益が非課税になるわけではない
売 却 資 産 の 要 件	日本国内のもの 自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地) 居住をしなくなった日以後 3 年経過日の属する年を過ぎていない
売 却 資 産 の 要 件	売った人の居住期間が 10 年以上で、かつ、売却年の 1 月 1 日において売った家屋やその敷地の所有期間が共に 10 年を超えること 売却代金が 1 億円以下
買 換 資 産 の 要 件	日本国内のもの 購入建物の床面積が 50 m ² 以上、購入土地の面積が 500 m ² 以下のもの 中古の場合、取得の日以前 25 年以内に建築されたもの(一定の場合を除く) 売却年の前年から翌年までの 3 年間に購入し、一定期間内に居住したもの
そ の 他 の 要 件	売却先が売主の配偶者・直系血族・生計一親族・同族会社でない この売却にあたり、次の特例を受けていない i. 事業用財産の買換え等の特例 ii. 収用等の場合の特別控除 など 売却年の前年及び前々年に次の特例を受けていない i. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 ii. 居住用財産の 3,000 万円特別控除 iii. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例 iv. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例
留 意 点	売却年の前年から 3 年前までの間に住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合で、その住宅借入金等特別控除の適用を受けた住宅以外の資産(先行取得の場合の旧宅など)を売却してこの適用を受けるときは、その住宅借入金等特別控除の適用は取消 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例との併用可能

③ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例

	特定居住用財産の 譲渡損失の損益通算等の特例	居住用財産の買換え等の場合の 譲渡損失の損益通算等の特例
特例の概要	令和5年12月31日までに、所有期間が5年超の住宅ローンの残っている居住用財産を売却した場合、その売却した居住用財産の売却損(住宅ローン残高から売却金額を控除した残額が上限)をその年の給与所得や事業所得など他の所得と損益通算(控除しきれない場合は繰越控除)できる	令和5年12月31日までに、所有期間が5年超の居住用財産を売却し、代わりに住宅ローンを組んで居住用財産を購入した場合、その売却した居住用財産の売却損をその年の給与所得や事業所得など他の所得と損益通算(控除しきれない場合は繰越控除)できる ※ 売却資産に500㎡超の土地等が含まれている場合は、繰越控除において一定の制限あり
売却資産の要件	日本国内のもの	—
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)	
	居住をしなくなった日以後3年経過日の属する年を過ぎていない	
	売却年の1月1日において所有期間が5年超	
買換資産の要件	—	日本国内にあるもの
	—	自己の主たる居住用家屋又はその敷地等とするもの
	—	居住用部分の床面積が50㎡以上
	—	購入年の12月31日に購入資産について償還期間10年以上の住宅ローンを有するもの
その他の要件	売却先が売主の配偶者・直系血族・生計一親族・同族会社でない	—
	売却年の前年及び前々年に次の特例を受けていない i. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 ii. 居住用財産の3,000万円特別控除 iii. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例	
	売却年の前年以前3年以内に、適用を受けようとする居住用財産以外の他の居住用財産の譲渡損失について同じ特例を受けていない	
	繰越控除を受ける年分の合計所得金額が3千万円以下 ※ 損益通算には上記要件なし	
留意点	譲渡資産について住宅ローン控除の適用を受けていた場合でも適用可能	売却年及びその前年以前3年以内に特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例を受けていない 繰越控除を受ける年の12月31日に購入資産について償還期間10年以上の住宅ローンを有する

(9) 相続税率

平成 27 年以後

課税標準		税率	控除額
超	以下		
—	1,000 万円	10%	—
1,000 万円	3,000 万円	15%	50 万円
3,000 万円	5,000 万円	20%	200 万円
5,000 万円	1 億円	30%	700 万円
1 億円	2 億円	40%	1,700 万円
2 億円	3 億円	45%	2,700 万円
3 億円	6 億円	50%	4,200 万円
6 億円	—	55%	7,200 万円

(10) 贈与税率

平成 27 年以後

課税標準		一般贈与		特例贈与	
超	以下	税率	控除額	税率	控除額
—	200 万円	10%	—	10%	—
200 万円	300 万円	15%	10 万円	15%	10 万円
300 万円	400 万円	20%	25 万円		
400 万円	600 万円	30%	65 万円	20%	30 万円
600 万円	1,000 万円	40%	125 万円	30%	90 万円
1,000 万円	1,500 万円	45%	175 万円	40%	190 万円
1,500 万円	3,000 万円	50%	250 万円	45%	265 万円
3,000 万円	4,500 万円	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円	—			55%	640 万円

※ 特例贈与とは、直系尊属からの贈与で受贈者が 1 月 1 日時点で 18 歳以上の場合

(11) 概算相続税額早見表

平成 27 年以後

① 配偶者がいる場合 (配偶者の財産取得割合が 1/2 で配偶者の税額軽減の特例を適用するものと仮定)

相続財産 課税価格	法定相続人			
	子 1 人 + 配偶者	子 2 人 + 配偶者	子 3 人 + 配偶者	子 4 人 + 配偶者
5,000 万円	40 万円	10 万円	0 円	0 円
7,500 万円	198 万円	144 万円	106 万円	75 万円
1 億円	385 万円	315 万円	263 万円	225 万円
1 億 5,000 万円	920 万円	748 万円	665 万円	588 万円
2 億円	1,670 万円	1,350 万円	1,218 万円	1,125 万円
2 億 5,000 万円	2,460 万円	1,985 万円	1,800 万円	1,688 万円
3 億円	3,460 万円	2,860 万円	2,540 万円	2,350 万円
3 億 5,000 万円	4,460 万円	3,735 万円	3,290 万円	3,100 万円
4 億円	5,460 万円	4,610 万円	4,155 万円	3,850 万円
4 億 5,000 万円	6,480 万円	5,493 万円	5,030 万円	4,600 万円
5 億円	7,605 万円	6,555 万円	5,963 万円	5,500 万円
6 億円	9,855 万円	8,680 万円	7,838 万円	7,375 万円
7 億円	1 億 2,250 万円	1 億 870 万円	9,885 万円	9,300 万円
8 億円	1 億 4,750 万円	1 億 3,120 万円	1 億 2,135 万円	1 億 1,300 万円
9 億円	1 億 7,250 万円	1 億 5,435 万円	1 億 4,385 万円	1 億 3,400 万円
10 億円	1 億 9,750 万円	1 億 7,810 万円	1 億 6,635 万円	1 億 5,650 万円

② 配偶者がいない場合

相続財産 課税価格	法定相続人			
	子 1 人	子 2 人	子 3 人	子 4 人
5,000 万円	160 万円	80 万円	20 万円	0 円
7,500 万円	580 万円	395 万円	270 万円	210 万円
1 億円	1,220 万円	770 万円	630 万円	490 万円
1 億 5,000 万円	2,860 万円	1,840 万円	1,440 万円	1,240 万円
2 億円	4,860 万円	3,340 万円	2,460 万円	2,120 万円
2 億 5,000 万円	6,930 万円	4,920 万円	3,960 万円	3,120 万円
3 億円	9,180 万円	6,920 万円	5,460 万円	4,580 万円
3 億 5,000 万円	1 億 1,500 万円	8,920 万円	6,980 万円	6,080 万円
4 億円	1 億 4,000 万円	1 億 920 万円	8,980 万円	7,580 万円
4 億 5,000 万円	1 億 6,500 万円	1 億 2,960 万円	1 億 980 万円	9,080 万円
5 億円	1 億 9,000 万円	1 億 5,210 万円	1 億 2,980 万円	1 億 1,104 万円
6 億円	2 億 4,000 万円	1 億 9,710 万円	1 億 6,980 万円	1 億 5,040 万円
7 億円	2 億 9,320 万円	2 億 4,500 万円	2 億 1,240 万円	1 億 9,040 万円
8 億円	3 億 4,820 万円	2 億 9,500 万円	2 億 5,740 万円	2 億 3,040 万円
9 億円	4 億 320 万円	3 億 4,500 万円	3 億 240 万円	2 億 7,270 万円
10 億円	4 億 5,820 万円	3 億 9,500 万円	3 億 5,000 万円	3 億 1,770 万円

(12) 相続財産額別の特例贈与による生前贈与額上限の目安

※ 贈与後はその分の相続財産が減り、相続税限界税率も下がる場合があることに留意すること

① 配偶者がいる場合（相続時の配偶者の財産取得割合が1/2で配偶者の税額軽減の特例を適用するものと仮定）

相続財産 課税価格	法定相続人					
	子1人 + 配偶者			子2人 + 配偶者		
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率
～ 1億5,000万円	110万円	0%	0～15%	110万円	0%	0～11%
			15%			11%
～ 2億5,000万円	310万円	10%	15～ 20%	310万円	10%	11～ 18%
			20%			18%
～ 4億5,000万円	510万円	15%	20～ 23%	510万円	15%	18～ 21%
			23%			21%
～ 8億円	710万円	20%	23～ 25%	710万円	20%	21～ 23%
						23%
～						23～ 24%
10億円						24%
相続財産 課税価格	子3人 + 配偶者			子4人 + 配偶者		
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率
	～ 2億5,000万円	110万円	0%	0～13%	110万円	0%
	13%			11%		
～ 4億5,000万円	310万円	10%	13～ 18%	310万円	10%	11～ 15%
			18%			15%
～ 6億5,000万円	510万円	15%	18～ 19%	510万円	15%	15～ 19%
			19%			19%
～						
～ 8億円	710万円	20%	19～ 23%	510万円	15%	19～ 20%
						20%
～ 10億円			23%			20～ 23%
						23%

② 配偶者がいない場合

相続財産 課税価格	法定相続人							
	子 1 人			子 2 人				
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率		
～ 5,000 万円	110 万円	0%	0～15%	110 万円	0%	0～10%		
～ 7,000 万円			15%			10～15%		
～ 1 億円	310 万円	10%	15～ 20%			310 万円	10%	15%
～ 1 億 5,000 万円			20%					20%
～ 2 億 5,000 万円	510 万円	15%	20～ 30%			510 万円	10%	15%
～ 3 億 5,000 万円			30%					30%
～ 5 億円	710 万円	20%	30～ 40%			710 万円	20%	30～ 40%
～ 1 億 5,000 万円			40%					40%
～ 2 億 5,000 万円	1,110 万円	30%	40～ 45%	710 万円	20%	30～ 40%		
～ 5 億円			45%			40%	40%	
相続財産 課税価格	子 3 人			子 4 人				
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率		
	～ 1 億円	110 万円	0%	0～15%	110 万円	0%	0～15%	
～ 1 億 5,000 万円	15%			15%				
～ 2 億 5,000 万円	310 万円	10%	15～ 20%	310 万円			10%	15%
～ 3 億 5,000 万円			20%					15～ 20%
～ 5 億円	510 万円	15%	20～ 30%	510 万円			15%	20～ 30%
～ 1 億 5,000 万円			30%					20%
～ 2 億 5,000 万円	710 万円	20%	30～ 40%	710 万円			20%	30～ 40%
～ 5 億円			40%					40%

(13) 小規模宅地等の評価減の特例

<p>特例の概要</p>	<p>個人が相続又は遺贈により取得した宅地等のうち、相続開始直前において、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で一定の建物または構築物の敷地の用に供されていたもので、特例対象宅地等に該当する部分がある場合には、限度面積までに限り、評価額を減額することができる</p>				
<p>特例対象宅地等</p>	<p>〔特定居住用宅地等〕</p>				
			<p>建物等所有者</p>		
	<p>居住者</p>	<p>取得者</p>	<p>被相続人</p>		<p>被相続人の親族</p>
	<p>被相続人 (※1)(※2)</p>	<p>被相続人の配偶者 被相続人の同居親族二世帯住宅居住親族(※3) 家なき子(※4)</p>		<p>○ 無条件 ○ 居住継続・保有継続 ○ 被相続人に配偶者・相続人である同居親族なし 保有継続</p>	<p>家賃・地代なし</p>
<p>被相続人の生計一親族</p>	<p>被相続人の配偶者 当該生計一親族</p>	<p>家賃なし</p>	<p>○ 無条件 ○ 居住継続・保有継続</p>	<p>家賃・地代なし</p>	<p>○ 無条件 ○ 居住継続・保有継続</p>
<p>※1 被相続人が老人ホーム等に入所していることにより居住の用に供することができない場合は、次の2要件を満たしている場合に限り、被相続人が居住していたものとして取り扱う</p> <p>i. 要介護認定・要支援認定又は障害支援認定を受けていた被相続人が養護老人ホーム・特別養護老人ホーム又は有料老人ホーム等に入居・入所していたこと</p> <p>ii. その建物を事業・貸付の用並びに被相続人・被相続人の生計一親族及び被相続人が前項に入所等直前に被相続人と生計一であり引き続きその建物に居住している親族以外の者の居住の用に供していないこと</p> <p>※2 二世帯住宅のように一棟の建物(ただし区分所有でないものに限る)で被相続人が居住している部分以外の部分に被相続人の親族が居住している場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されている宅地等のうち当該被相続人の親族の居住している部分を含む</p> <p>※3 二世帯住宅居住親族とは、被相続人と同居ではないが、被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(ただし区分所有でないものに限る)に居住している(つまり被相続人の世帯とは別に二世帯住宅で居住している)被相続人の親族をいう</p> <p>※4 家なき子とは、相続開始前3年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者の所有する家屋(相続開始直前に当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く)に居住したことがない(つまり持家がない)被相続人の親族をいう ただし、次のいずれかに該当する者は「家なき子」から除く</p> <p>① 相続開始3年以内に親族や特別の関係のある法人の持ち家に居住したことがある者(実質家なき子でない)</p> <p>② 相続開始時において、過去に自らが所有していた家に住んでいる者(実質移転がされていない)</p>					

特例対象宅地等	〔特定事業用宅地等〕				
			建物等所有者		
	事業者	取得者	被相続人	被相続人の親族	
	被相続人	事業を承継する被相続人の親族	○ 事業継続・保有継続	○ 家賃・地代なし 事業継続・保有継続	
	被相続人の生計一親族	当該生計一親族	○ 家賃なし 事業継続・保有継続	○ 家賃・地代なし 事業継続・保有継続	
	〔特定同族会社事業用宅地等〕				
			建物等所有者		
	事業者	取得者	被相続人	被相続人の生計一親族	特定同族会社
	特定同族会社(※1)(※2)	特定同族会社の役員(※3)である被相続人の親族	○ 家賃あり 事業継続・保有継続	○ 地代なし家賃あり 事業継続・保有継続	○ 地代あり 事業継続・保有継続
	※1 貸付事業を行う法人の場合は貸付事業用宅地等に該当するため除く ※2 相続開始の直前に被相続人及びその親族等有する株式等の総数が当該株式に係る法人の発行済株式の総数の50%を超える法人をいう ※3 相続税の申告期限において判定する ※4 相続開始前3年以内に事業を開始したものについては適用できない。ただし、当該宅地上で事業供用されている減価償却資産の価格が宅地等の相続税評価額の15%以上である場合を除く				
〔貸付事業用宅地等〕					
		建物等所有者			
取得者	被相続人	被相続人の生計一親族	左記以外		
被相続人の貸付事業を承継する被相続人の親族	○ 家賃あり(※1) 事業継続・保有継続	○ 地代あり 事業継続(※2)・保有継続	○ 地代あり(※1) 事業継続(※2)・保有継続		
建物所有者である被相続人の生計一親族	-	○ 家賃あり(※1)・地代なし 事業継続・保有継続	-		
※1 特定同族会社が建物等を利用している場合は特定同族会社事業用宅地等に該当するため除く ※2 取得者が建物等所有者である場合は、建物等と土地の所有者が同じとなり、地代のやり取りがなくなることから、土地の貸付という被相続人の事業を継続できなくなるため、要件を満たさないことになることに留意すること ※3 相続発生後の3年以内に貸付を開始したものについては適用できない					
減額割合 限度面積	特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等 限度面積 400㎡ 減額割合 80%				
	特定居住用宅地等 限度面積 330㎡ 減額割合 80%				
	貸付事業用宅地等 限度面積 200㎡ 減額割合 50%				
	複数の特例対象宅地等(貸付事業用宅地等を含まない場合)の限度面積 完全併用可(合計 730㎡) 特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等で計 400㎡、特定居住用宅地等で計 330㎡				
	複数の特例対象宅地等(貸付事業用宅地等を含む場合)の限度面積 次の算式の合計が 200㎡ 特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等×200/400+特定居住用宅地等×200/330+貸付事業用宅地等				

(14) 相続により取得した財産の譲渡にかかる特例

① 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除

特例の概要	相続等により被相続人の居住用不動産を取得した相続人等が、その居住用不動産を譲渡した場合に、次の要件を満たすときは、売却時の譲渡益から 3,000 万円を控除することができる ※相続開始直前においてその土地が用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物(母屋と離れなど)のある一団の土地であった場合には、特例対象は一の建築物である被相続人居住用家屋(母屋)部分に相当する部分に限る
譲渡時期	相続時から相続開始日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの譲渡 令和 5 年 12 月 31 日までの間の譲渡
居住要件	相続開始の直前において被相続人の居住用
譲渡者要件	家屋及びその敷地等の両方を取得した相続人等
家屋要件	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋 区分所有登記がされているマンションや二世帯住宅等でない 相続開始の直前において被相続人以外に居住者がいない
譲渡価額要件	譲渡金額(一定期間内の一定の譲渡金額含む)が 1 億円以下
譲渡資産要件	家屋のみの譲渡・家屋及びその敷地の譲渡の場合 相続時から譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に使用されず、かつ、譲渡時に地震に対する安全性に係る規定又は基準として一定のものに適合(耐震リフォームをしたもの等)している 家屋を取壊し等の後のその敷地のみの譲渡の場合 相続時から取壊し等をし、譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に使用されず、かつ、取壊し等の後に建物・構築物の敷地の用に供されていない
留意点	相続財産を譲渡した場合の取得費の特例とは選択適用 居住用財産の 3,000 万円特別控除や特定居住用財産の買換え等の特例との併用可 (ただし、同一年での適用の場合は両方で上限 3,000 万円) この特例は財産を相続等した相続人等ごとに適用できるため、例えば相続人等 2 人が相続等した場合は、各 3,000 万円の最大計 6,000 万円の控除が受けられる(遺産分割時に留意する必要がある) 被相続人が老人ホームに転居していた場合、入居前に要介護認定を受けていれば特例の適用を受けられるが、要介護認定を受けていない、もしくは、入居後に要介護認定を受けている場合には適用できない 譲渡前の居住用家屋の写真等(取壊しが行われたことを証するもの)を市区町村に提出する必要があり、市区町村より「被相続人居住用家屋等確認書」の交付をうけて、確定申告書に添付しなければならない また申請から交付まで一週間程度かかるため日数に余裕を持って申請をする必要がある

② 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例

特例の概要	相続等により被相続人の土地、建物、株式など取得した相続人等が、その財産を譲渡した場合に、その相続等により支払った相続税額のうちその譲渡財産に対応する部分の金額を譲渡資産の取得費に加算することができる
譲渡時期	相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までの譲渡
留意点	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の適用を受けようとする部分は選択適用

(15) 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除

特例の概要	婚姻期間が 20 年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、その贈与に係る贈与税の計算において基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円を控除できる
-------	---

要件	夫婦の婚姻期間が 20 年以上
	日本国内の居住用財産(又は居住用不動産を取得するための金銭)
	贈与年の翌年 3 月 15 日までに、贈与により取得した居住用財産に受贈者が居住し、その後も引き続き居住する見込みであること
留意点	この特例は同一の配偶者からは一生に一度しか使えない (2,000 万円について、今年 1,000 万円、来年 1,000 万円ということはない)
	登録免許税(固定資産税評価額の 2%)は課税される(相続取得の場合は 0.4%)
	不動産取得税(固定資産税評価額の 3%、土地は固定資産税評価額を 1/2 にする)は課税されるが、一定の要件を満たせば軽減措置(住宅の取得に対する軽減)あり(要手続)
	そもそも贈与者に相続税が課税されない場合や、贈与を受けた配偶者に先に相続が発生してその相続により贈与者に戻ってくる場合は、登録免許税や不動産取得税が余計に課税されるだけとなる(配偶者に先に相続が発生する場合を想定しておく必要がある)
	贈与税額が発生しない場合でも贈与税の申告が必要
	平成 30 年の民法改正により、配偶者への居住用財産の贈与は、老後の配偶者の生活拠点を確保・安定させる目的でなされるものであると推定され、遺留分の計算を行う場合の計算基礎には含まれず、遺留分対策として活用することが可能

(16) 相続時精算課税制度

特例の概要	贈与時に比較的少ない贈与税負担で贈与を行うことができる代わりに、その贈与分について将来の相続発生時に相続税の対象とし、相続税で精算する制度
贈与税額の計算	$(\text{贈与財産の価額の合計額} - \text{特別控除額}) \times 20\%$
	特別控除額の限度額 2,500 万円 ※ 前年以前に既に相続時精算課税制度による贈与をしている場合は、2,500 万円からその贈与財産の価額の合計額を控除した残額
相続発生時の処理	相続時精算課税制度による贈与財産の全てについて、 <u>贈与時の価額</u> で相続財産に加算して相続税を計算
	既に納めた相続時精算課税制度での贈与に係る贈与税額を相続税額から控除
要件	贈与者が贈与年の 1 月 1 日で 60 歳以上
	受贈者は贈与者の推定相続人である直系卑属(孫を含む)で、贈与年の 1 月 1 日で 18 歳 以上 (事業承継税制を適用する場合は、贈与年の 1 月 1 日で 18 歳 以上のみ)
特有の主な効果	贈与したい財産がある場合に、その贈与税の負担を減らすことができる
	相続財産の評価額を贈与時の価額に固定することができる
留意点	特別控除額の範囲内の贈与であっても必ず贈与税の申告が必要
	一度相続時精算課税を選択すると、それ以後は通常の贈与(暦年贈与)を選択することは不可
	贈与財産を相続財産に加算するとき、贈与時より評価額が下がっていた場合や贈与財産自体が既に無くなっていた場合(例えば未上場株式の対象会社が倒産した場合など)でも贈与時の価額で加算
	受贈者に先に相続が発生した場合、受贈者の相続人は贈与財産の持戻し分について①受贈者の相続発生時、②贈与者の相続発生時の二段階で相続税が課税されることになり、精算課税贈与を行わなかった場合(贈与者の相続発生時のみ)に比べて税負担が重くなる
	孫への贈与の場合、相続時にその孫が相続人でない場合は 2 割加算の対象となる
相続時精算課税制度により贈与した財産は、相続時に小規模宅地等の評価減の特例の適用を受けることや物納をすることができない	

3. 法人に関する税金

(1) Q & A

- ① 資本金が1億円以下の普通法人などの中小法人等に課せられる法人税・法人住民税・法人事業税等について概算額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？

A. 課税所得金額に応じて「中小法人等の法人税・法人住民税・法人事業税等概算早見表」(P.35 3(4)) に当てはめて計算します。

- ② 役員退職金の支給額はいくらくらいにすればよいですか？
また、手取り金額の目安を教えてください。

A. 役員退職金の支給額の目安は、その役員の最終報酬月額、在任期間、功績倍率を基に算出することができます。

役員退職金は、もしその支給額が過大であった場合にはその過大な部分については法人の損金になりません。なお、法人税法上、いくら以上が過大であるかの明確な規定は存在しませんが、実務上は在任期間や功績倍率を基に算出した金額を基準に考えることがほとんどです。

また、役員退職金を受取る役員側の課税においては、通常の役員報酬による受取りに比べて所得税等の税額が少なくなるような規定となっています。

支給額の目安の算出方法や役員側の課税などの詳細については「役員退職金」(P.36 3(5))をご確認ください。

- ③ 会社からの退職金以外に、確定拠出年金(iDeCo)や小規模企業共済の退職一時金を複数受取る場合に留意すべき点はありますか？

A. 会社からの退職金のほかiDeCoや小規模企業共済の一時金を受取る場合、受取る順番で手取り額が変わるので注意が必要です。

退職金を一時金で受取る場合は、退職所得として所得税・住民税が課税されますが、退職所得の計算においては収入金額から退職所得控除を控除して求めることになります。この退職所得控除は勤続年数に応じて増加しますが、**退職金の受給年の前年以前4年以内**〔注:iDeCoの老齢年金を受取る場合には**19年以内(※2)**〕に別の退職金を受取っている場合には、受取る退職金に関して別の退職金と**重複している勤続年数は受取る退職金の勤続年数から除外されます(※1)**。そのため、複数回の退職金を受取る場合には、以下に注意する必要があります。

① iDeCoの老齢年金については、初回に受取ること

② 2回目以降の退職金は前回の退職金の受給年から5年の期間が空いていること

これにより、退職所得控除の勤続年数に制限を受けないことになります。

(※1)今年退職金(勤続年数16年)を受取り、その前年にも退職金(勤続年数15年)を受取っている場合

40万円/年×16年-40万円/年×15年=40万円(今年分の退職所得控除額)

(※2)iDeCoの老齢年金を2回目以降に受取る場合には、「**受給年の前年以前19年以内に別の退職金を受取っていること**」が制限の対象とされ、別の退職金の受給年から**5年の期間が空いている場合であっても、重複勤続年数が除外される。**

④ 土地の上に建物を建築する場合等において、建物所有者が土地所有者と異なることとなる場合、何か留意することはありますか？

A. 建物所有者と土地所有者が異なる場合、原則として借地権が発生し、一定のパターンの場合には建物所有者及び土地所有者に対し課税が発生します。

土地所有者と異なる者がその土地の上に建物を建築する場合等には、その土地には借地権が発生し、その借地権は原則として建物所有者に帰属することになります。この場合にその借地権分の土地は、土地所有者から建物所有者へ所有権が移転すると考えることになり、建物所有者から土地所有者に対し適正な対価のやり取りがない場合は、原則としてその借地権分などの受贈益や贈与税の課税の対象となります。

なお、土地所有者が個人の場合、次の2パターンのときは適正な対価のやり取りがない場合であっても課税はありません。

- ◆ 建物所有者が法人の場合で、無償返還の届出を提出しているとき
- ◆ 建物所有者が個人の場合で、その土地が使用貸借(≒タダで貸すこと)のとき

借地権について課税されるケースについては「借地権」(P.38 3(6))をご確認ください。

⑤ 設備投資をする場合に法人税の特例があると聞きましたが、内容について教えてください。

A. 設備投資(新品)をする場合等には、取得する資産の種類ごとに次のような特別償却・税額控除の特例があります。

＜中小企業者等が設備投資をする場合(※1)＞			右記以外 の工具 (1台又は1基が 30万円以上※4)	測定工具・ 検査工具 (1台又は1基が 30万円以上※4)	器具備品 (1台又は 1基が30万円 以上)	建物付属 設備 (一が60 万円以上)	普通貨物 自動車(車両 総重量3.5t 以上)・船舶
設備 の 種類	機械装置 (1台又は1基が 160万円以上)	ソフトウェア (一が70万 円以上※3)					
	中小企業経営強化税制 一定の対象業種のみ 即時償却(100%特別償却) or 税額控除 10%(7%)						
国税	中小企業投資促進税制 一定の対象業種のみ 30%特別償却 or 税額控除 7%(なし)		—	中小企業投資促進税制 一定の対象業種のみ	—	—	中小企業投資促進税制 一定の対象業種のみ
地方税	先端設備等導入による特例 固定資産税が 3年間最大ゼロ	—	—	先端設備等導入による特例 固定資産税が3年間最大ゼロに軽減	—	—	—

※1 中小企業者等とは次のものをいいます。

- i. 資本金が1億円以下の法人(ただし、資本金が1億円超などの大規模法人から、1社で1/2以上の出資を受けるものや2社以上で2/3以上の出資を受けるものを除く)
- ii. 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 など

※2 資本金が3,000万円超1億円以下の法人の場合は、下線の箇所は()内の扱いとなります。

※3 **中小企業経営強化税制及び先端設備等導入による特例**は、工業会等からの証明書の取得等をし、固定資産の取得日又は取得から60日以内まで(先端設備等導入の場合は取得日まで)に計画の認定を受ける必要があります。

※4 中小企業投資促進税制の場合は、ソフトウェアは「合計」70万円以上となり、測定工具・検査工具は1台又は1基が30万円以上に「合計120万円以上」という要件が加わります。

特例の内容や要件などの詳細は「特別償却・税額控除の特例」(P.39 3(7))をご確認ください。

⑥ 新事業承継税制の適用に関して、何か留意しておくべき点がありますか？

A. 適用要件の緩和によって、贈与税・相続税の納税猶予～免除が受けやすくなりましたが、適用にあたって留意すべきポイントについて以下で解説します。

◆1 適用要件のうち特に留意すべきポイントは、代表者の変更、株式の一括贈与、後継者の役員要件

新事業承継税制の適用を受ける為にはいくつかの要件を満たしている必要がありますが、その中で特に留意すべきポイントとしては以下の事項があります。

- ①代表者の変更…贈与時において、先代経営者が代表権を有しておらず、後継者が代表権を有していること
- ②株式の一括贈与…株式を贈与する際に先代経営者は後継者に株式を一定数まで(後継者が1名の場合は後継者の保有する株数が総株式数の2/3に達するまで)一括贈与すること
- ③後継者の役員要件…贈与時において、後継者が3年以上継続して役員であったこと

※事業承継税制の概要・認定の取消事由のチェックシートは「新事業承継税制」(P.41 3(8))をご確認ください。

◆2 特例承継計画を提出したことによって何か問題になることはないか

新事業承継税制の適用を受けるためには、平成30年4月1日から令和6年3月31日までに都道府県に「特例承継計画」を提出していることが必要となります。この特例承継計画の提出をした後、実際に代表者の変更や株式の贈与をしなかったとしても罰則等はありません。また、一度提出した特例承継計画を変更することも可能です。事業承継を検討されている方は納税猶予を受けるかどうか決まっていなくても、とりあえず期限内に提出しておくことをおすすめしています。

◆3 贈与税・相続税の納税猶予の適用を受ける場合、株価対策は不要となるか

新事業承継税制の適用を受ける場合であっても、株価対策は必要と考えられます。

先代経営者から自社株式の贈与を受けた際に、贈与税の納税猶予の適用を受け、その後先代経営者に相続が発生した場合には、その相続に課される相続税の計算にあたっては、贈与した自社株式を贈与時の株価にて先代経営者の相続財産に持戻され、相続税の計算がされます。

相続税の計算構造上、株価対策により自社株式の株価を引き下げなければ、引き下げた場合と比べて、①後継者が取得する自社株式以外の財産にかかる相続税額、②後継者以外の相続人等にかかる相続税額が高くなってしまいます。

◆4 後継者が先代経営者の相続人以外の親戚や第三者の場合に留意すべきこと

新事業承継税制では、贈与者は先代経営者に限定されず、親戚や第三者からの自社株式の贈与でも納税猶予を受けることが可能となりました。ここで留意すべき点として、贈与者である親戚や第三者に相続が発生した際に、◆3で前述のとおり、後継者が取得した自社株式が相続財産に持戻されるため、相続税の申告に際しては、本来相続人ではない後継者に、贈与した株式だけではなくすべての相続財産が記載された相続税申告書を開示しなければならないことに留意が必要です。

◆5 先代経営者以外の株主から後継者への贈与は、先代経営者の贈与の後でなくてはならない

新事業承継税制では、従来の事業承継税制の適用対象が先代経営者1人から後継者1人への贈与・相続であったのに対し、先代経営者以外の第三者を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への贈与・相続も対象となり、対象範囲が広がりました。ただし、先代経営者以外の株主からの贈与・相続について新事業承継税制を適用して納税猶予の適用を受けようとする場合には、あらかじめ先代経営者が株式を贈与し、その贈与について新事業承継税制の適用を受けている必要があります。

◆6 新事業承継税制を適用する場合は相続時精算課税とセットであることが望ましい

新事業承継税制の適用時に相続時精算課税を適用する場合、①受贈者が先に亡くなる場合②経営環境悪化で減免を受ける場合のいずれかの場合には、暦年贈与と比べて不利になる可能性がありましたが、税制改正に伴い相続時精算課税のみなし相続規定が適用されなくなったことから、暦年贈与を選択した場合と相続時精算課税を選択した場合で有利・不利が生じないこととなりました。

◆7 民法改正により、相続開始前 10 年を超えた贈与であっても遺留分侵害額請求の持戻しの対象になる可能性が高い

民法改正により相続人に対する生前贈与について、遺留分の算定基礎財産に持戻される期間が 10 年に限定されることになりましたが、遺留分を侵害することを知って贈与などをした場合には 10 年に限らずそれよりも遡るといふ規定があるため、事業承継税制により贈与された株式については相続開始 10 年より前であっても持戻しの対象となると考えられています。

◆8 新事業承継税制を受けるための手続きについて留意すべき点

新事業承継税制の適用にあたっては、都道府県への「特例承継計画」や「認定申請書」の提出をはじめ、贈与税の申告後 5 年間は毎年都道府県・税務署へ手続きが必要となり、また 5 年経過後も 3 年ごとに税務署への手続きが必要となり、それらの手続きを失念した場合には、納税猶予が取消されることとなりますので、管理をしていくためにかなりの手間とコストがかかることとなります。

【参考】事業承継税制の手続きフロー（贈与税の納税猶予適用後に、先代経営者に相続が発生した場合）



(2) 法人税率

区分		平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日開始事業年度
中小法人等 ※1	所得年 800 万円以下	15% (19% ※2)
	所得年 800 万円超	23.2%
中小法人等以外の普通法人		23.2%

※1 中小法人等とは次のもの

- ① 普通法人(資本金の額等が 5 億円以上である法人等の完全子会社等の場合を除く)のうち資本金が 1 億円以下であるもの
② 人格のない社団等・公益法人等・協同組合等

※2 平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等)に該当する法人の年 800 万円以下の部分については、19%の税率が適用される

(3) 法人税等の実効税率

区分		令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度
中小法人等	所得年 800 万円以下	約 23.2%
	所得年 800 万円超	約 33.6%
中小法人等以外の普通法人		約 30.9% (外形標準課税分を除く)

※ 前提条件は以下のとおり

- ① 大阪市内の法人 ② 中小法人等以外は外形標準課税の適用あり ③ 中小法人等の法人住民税所得割及び法人事業税所得割は標準税率 ④ 事業税は軽減税率適用法人(ただし、年 400 万円以下の所得に対する税率は考慮していない) ⑤ 均等割は考慮なし
⑥上記(2) ※2 における適用除外事業者を除く

(4) 中小法人等の法人税・法人住民税・法人事業税等概算早見表

課税所得金額	令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度
500 万円	114 万円
1,000 万円	263 万円
1,500 万円	447 万円
2,000 万円	631 万円
2,500 万円	815 万円
3,000 万円	999 万円
3,500 万円	1,183 万円
4,000 万円	1,367 万円
4,500 万円	1,551 万円
5,000 万円	1,735 万円
6,000 万円	2,140 万円
7,000 万円	2,515 万円
8,000 万円	2,890 万円
9,000 万円	3,329 万円
1 億円	3,711 万円
2 億円	7,531 万円

※1 上記に均等割は含まない

※2 前提条件は ① 大阪市内の法人 ② 事業税は軽減税率適用法人

(5) 役員退職金

① 概要

支給額の目安	最終報酬月額 × 役員在任期間 × 功績倍率	
	功績倍率(一般的に言われている)は次のとおり 社長 3.0 専務 2.5 常務 2.3 平役員 2.0 監査役 1.5 ※ 上記はあくまで目安です。損金算入可能な金額を保証するものではありません	
役員退職金の損金算入時期	原則 株主総会(又はその委任を受けた取締役会)決議日の属する事業年度	
	例外 実際支払日の属する事業年度(損金経理が要件) 退職年金の場合はその年金を支給すべき事業年度	
	その役員としての地位又は職務の内容が激変し、 <u>実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合にのみ可</u> (下記はあくまでも例示であるため絶対的なものではない) 例示① 常勤⇒非常勤(ただし、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者は不可) 例示② 取締役⇒監査役(ただし、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者や同族会社の役員で一定割合以上の株式の保有がある者は不可) 例示③ 給与がおおむね 50%以上の減少(ただし、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者は不可)	
分掌変更等(例えば代表取締役⇒取締役)の場合の役員退職金	原則として未払金計上は不可(資金繰り等の理由による一時的なものは認められる可能性がある)	
役員側の課税	以下の算式により算出した所得税・復興特別所得税・住民税が課される 退職所得の金額 × (所得税率 × 102.1 + 住民税率) ※1 所得税率は所得税率表により、住民税率は一律 10% (P.11 2 (2) (3))参照 ※2 退職所得は分離課税であるため、原則として他の所得の状況は関係なし	
退職所得の金額	下記以外の退職所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
	特定役員(※)に対する退職所得	(収入金額 - 退職所得控除額)
※ 特定役員とは、勤続年数が 5 年以下である法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員・国会議員及び地方公共団体の議会の議員・国家公務員及び地方公務員をいう		
退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
	20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)
	20 年超	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)
※1 勤続年数の期間に 1 年未満の端数があるときは、1 年に切り上げ ※2 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に 100 万円を加えた金額 ※3 前年以前に退職所得を受けとったことがあるとき又は同一年中に 2 か所から退職金を受け取る時などは、控除額の計算が異なる場合あり		
役員側の確定申告	「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出している場合は、退職金を受けた役員側での確定申告は不要(「退職所得の受給に関する申告書」を基に適正額が源泉徴収されているため)	

② 退職金と概算手取額

単位：円

退職金	勤続年数			
	5年	10年	15年	20年
500万	477万	492万	500万	500万
1,000万	921万	949万	969万	984万
2,000万	1,763万	1,797万	1,830万	1,861万
3,000万	2,545万	2,588万	2,632万	2,676万
5,000万	4,065万	4,116万	4,167万	4,217万
7,000万	5,556万	5,607万	5,658万	5,709万
1億	7,748万	7,804万	7,860万	7,916万
1億3,000万	9,909万	9,965万	1億21万	1億77万
1億5,000万	1億1,349万	1億1,405万	1億1,461万	1億1,517万
1億7,000万	1億2,790万	1億2,846万	1億2,902万	1億2,958万
2億	1億4,951万	1億5,007万	1億5,063万	1億5,118万
2億5,000万	1億8,552万	1億8,608万	1億8,664万	1億8,720万
3億	2億2,153万	2億2,209万	2億2,265万	2億2,321万

退職金	勤続年数			
	25年	30年	35年	40年
500万	500万	500万	500万	500万
1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万
2,000万	1,914万	1,959万	1,988万	2,000万
3,000万	2,752万	2,813万	2,868万	2,921万
5,000万	4,306万	4,392万	4,468万	4,545万
7,000万	5,798万	5,887万	5,976万	6,065万
1億	8,014万	8,112万	8,209万	8,302万
1億3,000万	1億174万	1億272万	1億370万	1億468万
1億5,000万	1億1,615万	1億1,713万	1億1,811万	1億1,909万
1億7,000万	1億3,056万	1億3,153万	1億3,251万	1億3,349万
2億	1億5,216万	1億5,314万	1億5,412万	1億5,510万
2億5,000万	1億8,818万	1億8,916万	1億9,014万	1億9,111万
3億	2億2,419万	2億2,517万	2億2,615万	2億2,713万

(6) 借地権

借地権の認定課税	借地人である建物所有者と地主である土地所有者が異なる場合で、借地人と地主の間で適正な権利金又は相当の地代の授受がないときは、借地人及び地主に借地権の認定課税が行われるケースがある
設定時に課税されるケース	<p>【土地所有者（地主）が個人である場合】</p>
	<p>【土地所有者（地主）が法人である場合】</p> <p>※1 借地人（個人Y）が地主（法人A）の従業員である場合は給与（賞与）になるため、みなし役員等に該当しない限り損金算入となり受贈益と相殺されて原則として法人側での課税はないが、役員である場合は原則として役員賞与になり損金不算入となるため課税対象となる</p> <p>※2 借地人（個人Y）が地主（法人A）の役員・従業員である場合は給与所得になる</p> <p>※3 寄付金課税とは、権利金や相当の地代の収入相当額の受贈益と同額の寄付金が両建てとなり、寄付金が損金不算入となることにより結果として受贈益分の課税がされることをいう</p> <p>※4 これらはすべて、本来授受すべき金額と実際に授受している金額との差額について課税される</p>

(7) 特別償却・税額控除の特例

① 中小企業等投資促進税制

中小企業等投資促進税制										
特例の概要	<p>青色申告者である中小企業者等が、令和5年3月31日までに機械装置等の設備を導入し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">特別償却</th> <th style="width: 25%;">税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">個人事業主</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">取得価額の30%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">取得価額の7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金3,000万円以下法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金3,000万円超1億円以下法人</td> <td style="text-align: center;">適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特別償却・税額控除ともに1年間繰越可 ※ 税額控除は法人税額の20%が限度(中小企業経営強化税制の適用がある場合はそれらすべての合計で)</p>		特別償却	税額控除	個人事業主	取得価額の30%	取得価額の7%	資本金3,000万円以下法人	資本金3,000万円超1億円以下法人	適用なし
	特別償却	税額控除								
個人事業主	取得価額の30%	取得価額の7%								
資本金3,000万円以下法人										
資本金3,000万円超1億円以下法人		適用なし								
適用対象法人	<p>資本金が1億円以下の法人 (ただし、資本金が1億円超などの大規模法人から、1社で1/2以上の出資を受けるものや2社以上で2/3以上の出資を受けるものを除く)</p> <p>常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた中小企業等協同組合、商店街振興組合など</p>									
対象設備	<p>新品で次のもの(貸付用は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 1台又は1基160万円以上の機械装置 ii. 1台又は1基30万円以上かつ合計120万円以上の測定工具及び検査工具 iii. 合計70万円以上の一定のソフトウェア iv. 車両総重量3.5t以上の普通貨物自動車 v. 内航船舶 									
対象指定事業	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあっては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、不動産業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)及びサービス業(他に分類されないもの)</p> <p>※ 娯楽業(映画業を除きます。)は対象外</p> <p>また、性風俗関連特殊営業に該当する事業も対象外</p> <p>※ 令和3年4月1日前に取得等をした特定機械装置等についてこの制度の適用を受ける場合には、上記の指定事業から次の事業を除く。</p> <p>不動産業、物品賃貸業、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)</p>									
留意点	<p>・ 経営力向上設備等に該当する場合は中小企業経営強化税制を検討する必要あり</p>									

② 中小企業経営強化税制

特別償却・税額控除の特例					
特例の概要	<p>青色申告者である中小企業者等が、令和 5 年 3 月 31 日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき経営力向上設備等に該当する設備を導入し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額の 100% (即時償却)</td> <td>取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特別償却・税額控除ともに繰越可 ※ 税額控除は法人税額の 20%が限度(中小企業等投資促進税制の適用がある場合はそれらすべての合計で)</p>	特別償却	税額控除	取得価額の 100% (即時償却)	取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)
特別償却	税額控除				
取得価額の 100% (即時償却)	取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)				
適用対象法人	<p>資本金が 1 億円以下の法人 (ただし、資本金が 1 億円超などの大規模法人から、1 社で 1/2 以上の出資を受けるものや 2 社以上で 2/3 以上の出資を受けるものを除く)</p> <p>常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた中小企業等協同組合など</p>				
対象設備	<p>新品で次のもののうち経営力向上設備等に該当するもの(貸付用は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 1 台又は 1 基 160 万円以上の機械装置 ii. 1 台又は 1 基 30 万円以上の工具・器具備品 iii. 一が 60 万円以上の建物付属設備 iv. 一が 70 万円以上の一定のソフトウェア <p>※ 経営力向上設備等とは、経営の向上に著しく資するものとして、工業会等から証明書を発行してもらったもの(生産性向上設備)又は経済産業大臣の確認を受けたもの(収益力向上設備)</p> <p>※ 働き方改革に資する設備も対象となることが明確化された</p>				
対象指定事業	中小企業等投資促進税制と同様の事業				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>固定資産の取得日又は取得から 60 日以内までに経済産業省の経営力向上計画の認定が必要</u> ・<u>経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は平成 31 年 3 月 31 日をもって終了</u> 				

③ 先端設備等導入計画による設備投資に係る固定資産税の特例制度

特例の概要	中小企業者等が、令和 5 年 3 月 31 日までに市町村に認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて一定の資産を取得した場合その固定資産税が 3 年間にわたり市町村が条例で定める割合 (2 分の 1 から最大ゼロの間) に軽減される。
対象設備	<p>新品で生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備</p> <p>資産の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 1 台又は 1 基 160 万円以上の機械装置 ii. 1 台又は 1 基 30 万円以上の測定工具及び検査工具 iii. 1 台又は 1 基 30 万円以上の工具・器具備品 iv. 一が 60 万円以上の建物付属設備 <p>※ 経営力向上設備等とは、経営の向上に著しく資するものとして、工業会等から証明書を発行してもらったもの(生産性向上設備)</p>
留意点	<u>固定資産の取得日までに市区町村から先端設備等導入計画の認定を受ける必要あり</u>

④ 所得拡大促進税制

特 例 の 概 要	青色申告者である事業者が、令和 6 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に、一定の割合以上従業員への給与を増額した場合、通常その増加額の 15%が税額控除されます。 また、上乗せ要件を満たした場合、増加額の 25~40%の税額控除が可能となります。	
適 用 要 件	<p style="color: red;">令和 3 年 4 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日開始事業年度</p> <p>当期の雇用者給与等支給額\geq前期の雇用者給与等支給額\times101.5%</p>	
上 乗 せ 要 件	<p style="text-align: center;">令和 5 年 3 月 31 日以前開始事業年度</p> <p>i . 当期の雇用者給与等支給額\geq前期の雇用者給与等支給額\times102.5%</p> <p>ii . 当期の教育訓練費の額\geq前期の教育訓練費の額\times110%又は 当期末までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営能力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと</p>	<p style="text-align: center;">令和 6 年 3 月 31 日以前開始事業年度</p> <p style="color: red;">i . 当期の雇用者給与等支給額\geq前期の雇用者給与等支給額\times102.5%</p> <p style="color: red;">ii . 当期の教育訓練費の額\geq前期の教育訓練費の額\times110%</p>
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、国内設備投資要件が平成 30 年改正により追加されております。 ・中小企業者等について、令和 5 年 3 月 31 日開始事業年度までは i と ii 両方を満たすことで 10%の控除率上乗せでしたが、令和 4 年度改正により i で 15%、ii で 10%と控除率が個別に設定されています。（最大控除率は 40%） ・新規設立法人の設立 1 期目は適用できません。 	

(8) 新事業承継税制

① 概要・手続きの流れ

新事業承継税制の概要	後継者が、相続・贈与により先代経営者から一定以上の非上場会社の株式を取得した場合において、一定の要件を満たす場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予された税金の納付が免除される
------------	---

② 認定時・承継期間・承継期間後の認定の取消（認定を受けられない）事由（贈与税）

※チェックボックスにチェックが入る場合認定の取り消し(受けられない)事由に該当

納税猶予認定（猶予継続）事由		認定時	承継期間内	左記経過後
後継者の要件	承継会社の代表権を有しなくなった場合 (代表権を制限されている場合を含む)	<input type="checkbox"/> (注 1)	<input type="checkbox"/> (注 6)	—
	贈与により取得した承継会社の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれない場合	<input type="checkbox"/>	—	—
	後継者の贈与後の保有する株式数(議決権に制限のないものに限る)が発行済株式数(議決権に制限のないものに限る)の 2/3 を下回る贈与で、かつ先代経営者から一括贈与を受けていない場合	<input type="checkbox"/>	—	—
	後継者である代表者及び当該代表者の同族関係者と合わせて議決権数が 50%以下となった場合	<input type="checkbox"/> (注 2)	<input type="checkbox"/>	—
	後継者である代表者の議決権数が、同族関係者のうちいずれかの者が有する議決権数を下回った場合(筆頭株主でなくなった場合)	<input type="checkbox"/> (注 2)	<input type="checkbox"/>	—

後継者の要件	贈与日時点で18歳未満の場合 (令和4年3月31日以前は20歳未満)	<input type="checkbox"/>	—	—
	株式贈与日までの3年の間に承継会社の役員でない期間があった場合	<input type="checkbox"/>	—	—
	納税猶予の対象となる株式の一部を譲渡等(譲渡または贈与)した場合	<input type="checkbox"/> (注1)	<input type="checkbox"/>	— (注8)
	納税猶予の対象となる株式(合併・株式交換等があった場合は、これらにより取得した株式)の全部の譲渡等した場合(合併・株式交換等による場合を除く)	<input type="checkbox"/> (注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (注7)
先代経営者の要件	贈与時において、贈与者が承継会社の代表者を退任していなかった場合	<input type="checkbox"/> (注2)	—	—
	贈与者が承継会社の代表権を再び有することとなった場合	—	<input type="checkbox"/>	—
	株式の贈与直前において、贈与者が有する議決数が同族関係者と合わせて50%以下であった場合(※1)	<input type="checkbox"/>	—	—
	株式の贈与直前において、当該贈与者の議決権数が同族関係者のうちいずれかの者が有する議決権数を下回っていた場合(つまり贈与者が筆頭株主でなかった場合)(※1) ※1 贈与直前において当該贈与者が代表者でない場合は、代表者であった期間内のいずれかの時についても上記要件が必要)	<input type="checkbox"/>	—	—
承継会社の要件	資産保有型会社(※2)又は資産運用型会社(※3)に該当することとなった場合(一定の要件(※4)を満たしている場合は除く) ※2 有価証券(一定の特別子会社の株式等を除く)や自ら使用していない不動産、ゴルフ会員権、現預金などといった特定資産の合計金額が総資産額の70%以上の会社 ※3 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額の75%以上の会社 ※4 一定の要件とは、次の要件をすべて満たす場合 a.3年以上継続して商品の販売、資産の貸付、または役務の提供を行い継続して対価を得ていること b.常時使用する親族以外の従業員が5人以上であること c.親族以外の従業員が勤務する事務所、店舗、工場等を所有し、あるいは賃借していること ※5 生命保険金の受け取りや固定資産の売却により一時的に資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合であっても、一定のやむを得ない事情がある場合で、該当した日から6ヵ月以内に該当しなくなった場合、納税猶予の取消事由に該当しないものとされる	<input type="checkbox"/> (注2) (注3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	売上高(会社計算規則上で営業収益及び特別利益となるもの以外の収入)が0円となった場合	<input type="checkbox"/> (注3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

承継会社の要件	<p>常時使用する従業員がいない場合</p> <p>(ただし、承継会社又はその支配関係法人(※5)がその特別子会社(※6)の株式等を有し、かつ、当該特別子会社が外国会社に該当する場合は5人未満である場合)</p> <p>※5 承継会社が直接又は間接に株式等を50%超保有する会社</p> <p>※6 承継会社並びに代表者及び当該代表者に係る同族関係者(※7)が合わせて議決権数の50%超を有している会社</p> <p>※7 ①当該代表者の親族 ②当該代表者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③当該代表者の使用人 ④①～③以外の者で、当該代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者 ⑤①～③の者と生計を一にするこれらの者の親族 ⑥当該代表者等(当該代表者及び①～⑤に該当するもの)が議決権数の50%超を有する会社 ⑦当該代表者等及び⑥の会社が合わせて議決権数の50%超を有する会社 ⑧当該代表者等及び⑥、⑦の会社が合わせて議決権数の50%超を有する会社</p>	□ (注1)	—	—
	<p>認定日における常時使用する従業員数が、贈与時点での人数の80%未満となった場合</p>	□	—	—
	<p>基準日において常時使用する従業員の数の5年間の平均値が贈与时における従業員数の80%未満となった場合</p>	—	— (注4)	—
	<p>承継会社が上場会社等又は風俗営業会社(性風俗関連特殊営業)に該当することとなった場合</p>	□ (注1)	□	—
	<p>特定特別子会社(※8)が風俗営業会社(性風俗関連特殊営業)に該当する場合</p> <p>※8 承継会社並びにその代表者及び当該代表者と生計を一にする同族関係者が合わせて議決権数の50%超を有している会社</p>	□ (注1)	□	—
	<p>特定特別子会社が上場会社等、大会社に該当する場合</p>	□ (注2)	—	—
	<p>一定の会社分割をした場合又は一定の組織変更を行った場合</p>	—	□	□ (注7)
	<p>解散をした場合又は会社法等の規定により解散したとみなされた場合</p>	□ (注1)	□	□ (注7)
	<p>資本金の額又は資本準備金の額を減少した場合</p> <p>(減少分の全部を準備金又は資本金とする場合を除く)</p>	—	□	□
	<p>納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合</p>	—	□	□
	<p>合併により消滅した場合(一定の適格合併の場合を除く)</p>	□ (注1)	□ (注5)	□ (注7)
	<p>株式交換等により他の会社の完全子会社となった場合(一定の適格株式交換等を除く)</p>	□ (注1)	□ (注5)	□ (注7)

その他の要件	後継者以外の者が拒否権付種類株式を有することとなった場合	<input type="checkbox"/> (注 1)	<input type="checkbox"/>	—
	納税猶予の対象となる株式の全部又は一部の種類を議決権制限株式に変更した場合	—	<input type="checkbox"/>	—
	定款の変更により後継者の有する議決権が制限された場合	—	<input type="checkbox"/>	—
	過去に事業承継税制を受ける等をしている場合	<input type="checkbox"/>	—	—

(注 1) 贈与時から認定時点までの期間で判定

(注 2) 贈与時で判定

(注 3) 贈与認定申請基準事業年度(贈与日の属する事業年度の直前事業年度及び贈与日の属する事業年度から認定日の翌日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度)で判定

(注 4) 80%未満となった場合は、認定支援機関の助言等に基づいた「実績報告書」を提出し、その理由を都道府県知事に報告しその確認を受ける必要あり

(注 5) 適格の場合でも金銭等交付があった場合は、その金銭等交付分に対応する部分は打ち切り

(注 6) 身体障害者手帳 2 級以上などのやむを得ない理由がある場合は打ち切りなし

(注 7) 一定の割合に応じた額が免除される

(注 8) 一定の割合に応じた額の納付が必要

その想いを加速させるオンリーワンパートナー

税理士法人ライトハンドの想い

『中小企業の経営者を全面的にサポートしたい』

中小企業の経営者は、設立から成長期・成熟期、そして事業承継と、各ステージごとに様々な選択・決断をしなければなりません。そんなときに「これどう思う？」と気軽に聞ける、また、「こんな方法はどうですか？」と積極的に提案してくれる右腕のような存在がいるか否かで、企業の業績・成長は確実に変わります。また、様々な経営判断において税務問題は避けては通れず、その判断を誤ると不要な税額が発生するなど経営に多大な影響を与えることにもなります。

我々は、記帳や申告書作成だけの単なる代行屋ではなく、**中小企業の経営者の皆様の本当に頼れるライトハンド（Right-hand：最も役に立って信頼できる、右腕）**として、常に会社の将来を見据え、税務に限らず会社プラスとなる知識・情報をご提供し、付加価値の高い知恵・ノウハウを積極的にご提案していきます。

事業内容

顧問業務

弊社はクライアントの黒字化及び事業拡大のサポートに全力を注ぎます。

弊社の法人クライアントのうち黒字法人が占める割合はおおよそ70%（全国平均は30%）程度です。

事業承継

事業承継は、様々な知識が必要になり、かつ長期にわたることが多いため、その相談相手は豊富な知識を持つ身近な専門家がベストです。弊社では事業承継アドバイザーの資格を有する代表社員税理士を中心とした事業承継に強いメンバーが顧問税理士として長期的に事業承継をサポートいたします。

組織再編

組織再編には、普段の会社の税務とは違い、制度が複雑なため高度な知識とノウハウが必要になります。

弊社には合併・会社分割・事業譲渡など様々な組織再編の経験と実績があり、豊富なノウハウでスムーズな組織再編の実現が可能です。

相続対策

本当に解決すべき課題がよくわからないまま部分的に相続対策をしている例をよくみかけます。

弊社では代表税理士が多くの資産税業務を経験したことにより培われたノウハウを活かし、相続全体を見据え、本当に解決すべき課題の解決を図ります。

その他

顧問税理士に相談したが対応してもらえなかった相続・事業承継に関する業務や組織再編に関する業務などをスポットでご依頼いただくことや、今の顧問税理士はそのまま定期的な税務相談やノウハウが欲しいというセカンドオピニオンとしての顧問契約などをご依頼頂くことも可能です。

税理士法人ライトハンドは他とは何が違うのか

1. 必ず定期的に税理士と対面でご相談ができます

税理士と顧問契約したつもりが、実際に対応しているのは税理士資格を持たない職員ということが多くあります。税理士が対応する場合と違い、責任感がない・知識が少ないことが多く、本当にお客様に必要なご提案をすることはむずかしいでしょう。弊社は顧問契約の場合、必ず資格を持った税理士が定期的に対面で相談対応し、積極的にご提案いたします。

2. 付加価値の高い知恵・ノウハウをご提供します

税理士は帳簿や申告書を作成することが仕事で、どの税理士に頼んでも結果は同じであると思いませんか？税理士によって納税額が変わることはもちろん、本業での利益や融資関係などその後の経営も大きく変わります。弊社は、全ての業務において、付加価値の高いノウハウにより他とは違う最良の答えを導き出します。

3. 事業承継や社長自身の相続のご相談ができます

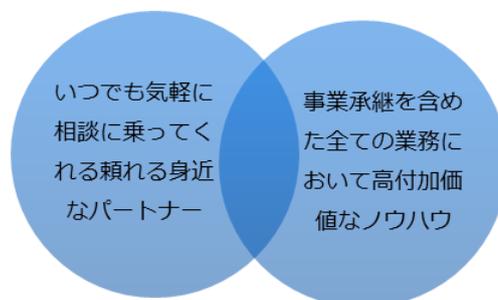
実は税理士の中には普段の会社の決算や申告だけの対応で、事業承継や社長の相続のことには積極的に対応してくれなかったりします。事業承継や相続の分野では、様々な知恵とノウハウが必要となり、さらには圧倒的な経験値が不可欠です。

弊社は、相続・事業承継の経験も豊富な税理士が会社の税務もみているという数少ない事務所です。

4. 業務の質・精度向上やお客様の負担・ストレス軽減を常に考えています

弊社は、普段の業務でのミスが減らすためマニュアルやチェックリストの整備などを徹底しており、また最新の税制改正などは常にキャッチアップして社内でノウハウの共有を行うなど、常に業務の質と制度を向上させるための努力をしております。

また、お客様とのやり取りにおいて、常にわかりやすく・手間を取らせない方法を考え、お客様の負担・ストレスの減少を意識しています。



ご契約サービスのご案内

令和5年1月1日版



税理士法人 **ライトハンド**
Right-hand Tax Accountants' Corporation

項目	プレミアム顧問	スタンダード顧問	税務代理	備考
決算書・申告書の作成・提出	●	●	●	対税務署・対金融機関のことを考えた「身だしなみの良い」決算書・申告書を作成いたします。
税務関係届出書の作成・提出	●	●	●	
申告等の税務代理	●	●	●	税務代理とは、税務署とのやり取りなどを弊社が納税者に代わって代理するものになります。
決算・納税予測	●	●	—	決算の利益予測や納税予測を行い、計画的に決算を上げていきます。
関与姿勢	積極的に 情報提供・ご提案	相談があれば対応	相談があれば対応	顧問契約では、クライアント様に関係するあらゆる情報を弊社から積極的にご提供いたします。
定期面談	定期的に訪問	定期的に訪問	年 1 回のみ	契約を超える面談を行う場合は別報酬となります。
税理士が担当	●	—	—	
電話・メールによる 税務相談	●	●	△ 年間 6 回程度	
簡単な法律相談・ 労務相談	●	●	△ 年間 2 回程度	知っている範囲ではお答えいたしますが、正確な回答が必要な場合は弁護士や社会保険労務士など他士業等にご確認いただくことになります。
経営相談 財務相談	●	—	—	<p>経営相談とは主に経営判断サポートや利益改善サポートおよび事業承継サポートとなります。</p> <p>財務相談とは主に融資相談サポートや借入適正化などによるキャッシュフロー改善サポートとなります。</p> <p>(ただし、上記サポートに係る時間が顧問料の想定時間を大幅に超える場合は、別途報酬がかかる場合があります。)</p> <p>経営・財務に関するサポートは、プレミアム顧問契約以外では別報酬となります。</p>

項目	プレミアム顧問	スタンダード顧問	税務代理	備考
外部提出用資料の作成	△	△	—	<p>外部に提出する書類の作成は別報酬となります。</p> <p>顧問契約の場合は、作成に相当程度の時間を要するもののみ別報酬となります。 Ex.) 税制優遇等のために各省庁へ提出する計画書 金融機関等へ提出する事業計画書 など</p>
予算策定 予実管理	●	—	—	原則として毎期予算を作成し、予実管理をすることで経営課題の早期発見につなげます。
事前対策	●	●	—	<p>事前の決算対策や納税に関する有利不利判定などは、税務代理契約では行いません。</p> <p>Ex.) 消費税の課税方式の判定 決算対策（節税・金融機関対策） 税制優遇を受けるための各種計画などの提案 など</p>
書面添付制度	△	—	—	<p>実地の税務調査が省略される可能性が高くなる、税理士だけに認められる制度です。</p> <p>顧問契約の場合にのみ決算申告報酬に別途 11 万円(込)～ で手続きいたします。</p>
記帳代行	—	—	—	<p>会計ソフトにより自社で記帳いただけます。</p> <p>記帳方法は丁寧にご指導いたします。</p> <p>会計ソフトは弥生会計を推奨しています。</p>
給与計算 社会保険事務	—	—	—	自社で行っていただくか、弊社提携の社会保険労務士にお願いすることになります。
年末調整	△	△	△	給与計算を社会保険労務士にお願いしている場合は、そのまま社会保険労務士が年末調整を行う場合があります。

注) 上記以外のものについて、弊社において作業が必要なものは追加で報酬が発生いたします。

＜報酬目安＞ ※（）内は税込表示です。

			顧 問			税務代理
	従業員数 純資産価額	売上高	訪 問 頻 度			
			毎月	2ヶ月毎	3ヶ月毎	
スタンダード	従業員数 ~2人 純資産価額 ~2,000万円	売上高 ~ 5,000万円	—	—	月 30,000 円 決算 250,000 円 (月 33,000 円) 決算 275,000 円	決算 250,000 円 ~ 350,000 円 (決算 275,000 円) ~ 385,000 円
	従業員数 ~5人 純資産価額 ~5,000万円	売上高 ~ 1億円	—	—	月 35,000 円 決算 300,000 円 (月 38,500 円) 決算 330,000 円	決算 350,000 円 ~ 500,000 円 (決算 385,000 円) ~ 550,000 円
プレミアム	従業員数 ~10人 純資産価額 ~1億円	売上高 ~1億5,000万 円	—	月 50,000 円 決算 360,000 円 (月 55,000 円) 決算 396,000 円	月 40,000 円 決算 360,000 円 (月 44,000 円) 決算 396,000 円	—
	従業員数 ~15人 純資産価額 ~1億5,000 万円	売上高 ~3億円	月 70,000 円 決算 420,000 円 (月 77,000 円) 決算 462,000 円	月 60,000 円 決算 420,000 円 (月 66,000 円) 決算 462,000 円	月 50,000 円 決算 420,000 円 (月 55,000 円) 決算 462,000 円	—
	従業員数 ~30人 純資産価額 ~2億円	売上高 ~5億円	月 80,000 円 決算 480,000 円 (月 88,000 円) 決算 528,000 円	月 70,000 円 決算 480,000 円 (月 77,000 円) 決算 528,000 円	月 60,000 円 決算 480,000 円 (月 66,000 円) 決算 528,000 円	—
	従業員数 ~50人 純資産価額 ~3億円	売上高 ~10億円	月 90,000 円 決算 540,000 円 (月 99,000 円) 決算 594,000 円	月 80,000 円 決算 540,000 円 (月 88,000 円) 決算 594,000 円	月 70,000 円 決算 540,000 円 (月 77,000 円) 決算 594,000 円	—
	従業員数 50人~ 純資産価額 3億円~	売上高 10億円~	売上高が3億円増えるごとに訪問頻度が毎月の場合で 顧問料が5,000円（税込5,500円）増額を目安 決算料は訪問頻度が毎月の場合の顧問料の半年分を目安			—

注) 上記はあくまでも目安になります。

年末調整等は別途報酬となります。また、不動産業など特定の業種に関しては内容及び経理の状況により顧問料が増額となります。

事業承継コンサルティングサービスのご案内

税理士法人ライトハンドでは、
貴社のスムーズな事業承継を支援いたします！！

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください

- 事業承継の準備ができていない
- 後継者へスムーズに事業を引き継ぎたい
- 自社に適した承継方法を一緒に考えてほしい
- 後継者への負担やリスクを少しでも軽減したい
- 事業承継の際に余計な税金は支払いたくない
- 何から始めていいのかよくわからない



事業承継コンサルティングサービスとは

事業承継コンサルティングサービスとは、毎月1度のご訪問によって、事業承継対策を進めるにあたって、先代経営者や後継者の希望に沿った承継方法となるよう、スキームの立案等のサポートを行うサービスです。

対策例

- 1 事業承継税制の適用支援**
(特例承継計画の策定支援、認定申請支援、税制適用後の報告等支援)
- 2 事業承継に関わる税金対策**
(生命保険の見直し、リタイアメントプランニング)
- 3 資産と株の整理**
(個人と法人の資産整理、株式保有状況の適正化)
- 4 事業の磨き上げ**(M&Aの準備・事業価値を高める)
(M&Aを検討する場合に事業価値を高めるためのコンサルティング)

初回相談	無 料	コンサル 契約	まずはお試しください。 月10万円(税抜) 半年契約
------	------------	------------	-------------------------------

<お申し込みはこちらまで Mail: info@right-hand.or.jp>

税理士法人ライトハンド

豊中オフィス

大阪府豊中市本町2-4-28リベルテ豊中本町5階

TEL: 06-6151-5728

梅田オフィス

大阪市北区堂島2-2-26アバンダント堂島4階

TEL: 06-6136-3320

〔執筆者・執筆サポート〕

坂田直也

豊中オフィス代表パートナー
税理士・事業承継アドバイザー



＜略歴＞

昭和 55 年 兵庫県川西市生まれ
平成 15 年 大阪市立大学経済学部卒業
平成 16 年 蝉川税理士事務所（芦屋）入所
平成 16 年 税理士試験合格
平成 18 年 税理士登録（登録番号 106866）
平成 20 年 税理士法人山田＆パートナーズ（東京本社）入社
平成 23 年 坂田直也税理士事務所開設
平成 25 年 事業承継アドバイザー取得
平成 29 年 税理士法人ライトハンド設立 代表パートナー就任

個人の会計事務所にて、数多くの法人の月次顧問・決算申告業務や個人の確定申告業務を経験した後、東京の大手税理士法人にて、20 億円規模の相続税申告などの多くの資産税業務や相続・事業承継コンサルティング業務、売上高 1,000 億円規模の法人などの月次顧問・決算申告業務、合併・会社分割などの組織再編業務など幅広く経験。

上記の経験を活かし、現在は「相続・事業承継や組織再編などの特殊かつ高度なノウハウを持ち合わせた顧問税理士」として中小企業のサポートに特化し、単なる決算申告業務だけではなく、経営課題に素早く対応し黒字化を目指す「課題発掘・予防経営」による経営コンサルティング、グループ会社の組織再編コンサルティング、社長自身の相続・事業承継コンサルティングなども含めた付加価値の高い総合的なサポートを行っている。

大西雅志

梅田オフィス代表パートナー
税理士



＜略歴＞

昭和 59 年 大阪府摂津市生まれ
平成 19 年 関西大学商学部卒業
平成 19 年 蝉川税理士事務所（芦屋）入所
平成 21 年 税理士法人 F P 総合研究所（大阪本社）入社
平成 27 年 坂田直也税理士事務所入所
平成 28 年 税理士登録（登録番号 131901）
平成 29 年 税理士法人ライトハンド設立 パートナー就任
令和 3 年 梅田オフィス開設 代表パートナー就任

関西大学商学部を卒業後、個人会計事務所から相続に特化した大手税理士法人での勤務を経験し、調剤薬局、内科クリニック等の医療分野から芸能事務所、IT 関連、輸入卸売業、医療機器販売業、産業廃棄物処理業、葬儀業、不動産賃貸業まで多種多様な業種を担当し、事業計画の策定支援、ハワイでの現地法人を活用した不動産投資支援や組織再編スキームの提案、相続対策や事業承継対策など顧問先からの相談に幅広く対応。

税務だけでなく経営者のオンリーワンパートナーとして顧問先企業の発展に貢献している。

久保亮

マネージャー
公認会計士・税理士・事業承継アドバイザー



<略歴>

平成元年 滋賀県東近江市生まれ
平成 23 年 公認会計士試験合格
平成 24 年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）大阪事務所入社
平成 24 年 京都大学総合人間学部卒業
平成 27 年 公認会計士登録（登録番号 34581）
令和元年 税理士法人ライトハンド入社
令和元年 税理士登録（登録番号 141578）

大学在学中に公認会計士試験に合格し、2012 年、新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）に入所。監査部門に所属し、主に製造業（機械、化学ほか）、小売業、専門商社等の事業会社の会計監査に従事。会計監査業務のほかに、連結財務諸表導入支援、上場準備支援、地方公共団体監査、海外子会社内部統制構築支援なども経験。その後、よりコンサルティングスキルを高めるためにアドバイザー部門へ異動。事業計画の策定支援や決算効率化・早期化コンサル、事業戦略構築支援など、会計に関わらず幅広い業務に従事。

現在は、上記の経験を活かしライトハンドのマネージャーとして日々クライアントに価値提供を行う一方、自身が代表を務めるコンサルティング会社でコンサルティングスキルを磨いている

圓尾紀憲

マネージャー
公認会計士・税理士・事業承継アドバイザー



<略歴>

平成 3 年 大阪府池田市生まれ
平成 24 年 公認会計士試験合格
平成 25 年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）大阪事務所入社
平成 26 年 関西大学商学部卒業
平成 28 年 公認会計士登録（登録番号 35726）
平成 30 年 税理士登録（登録番号 139594）
令和元年 税理士法人ライトハンド入社

関西大学在学中に公認会計士試験に合格し、2013 年、新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）に入所。監査部門に所属し、主に製造業（機械、化学ほか）、証券会社、テレビ局等の事業会社の会計監査に従事。会計監査業務のほかに、連結財務諸表導入支援、子会社管理体制構築支援なども経験。

監査法人から独立後、決算早期化・効率化コンサルや上場を目指す会社向けに上場必要書類の作成支援、内部統制の構築支援などの業務に従事。

現在は、会計士としての経験と知識を活かしてライトハンドのマネージャーとして経営者に有益な情報を提供できるよう、日々研鑽を行っている。

北岡直人

シニアスタッフ
税理士試験 2 科目合格

<略歴>

平成 6 年 高知県生まれ
平成 28 年 学校法人龍馬学園 高知情報ビジネス&フード専門学校 卒業
令和元年 税理士法人ライトハンド入社



山田直樹

スタッフ

<略歴>

平成 9 年 大阪府豊中市生まれ
令和 2 年 関西大学総合情報学部卒業
令和 3 年 税理士法人ライトハンド入社



中村文音

スタッフ
税理士試験 4 科目合格

<略歴>

平成 11 年 滋賀県近江八幡市生まれ
令和 3 年 京都公務員&IT 会計専門学校（税理士コース）卒業
令和 3 年 税理士法人ライトハンド入社



浅井大空

スタッフ
税理士試験官報合格

<略歴>

平成 11 年 福井県生まれ
令和 3 年 京都公務員&IT 会計専門学校（税理士コース）卒業
令和 4 年 税理士法人ライトハンド入社



法人概要

代表者 坂田直也／大西雅志
設立 平成 29 年 7 月 3 日
在籍 11 名（税理士 4 名(うち公認会計士 2 名)）
事業内容 顧問業務、事業承継、相続税申告
豊中オフィス 大阪府豊中市本町 2-4-28 リベルテ豊中本町 5 階 / TEL 06-6151-5728
梅田オフィス 大阪市北区堂島 2-2-26 アバンドント堂島 4 階 / TEL 06-6136-3320
URL <http://right-hand.or.jp/>
営業時間 9:00~18:00（土日祝日休み）

《豊中オフィス》



阪急宝塚線「豊中駅」より徒歩 7 分

《梅田オフィス》



大阪メトロ四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2 分

令和4年度版 **税務スマートブック**

令和4年発行

非売品

編者 坂田直也（税理士・事業承継アドバイザー）
大西雅志（税理士）
久保亮（公認会計士・税理士）
圓尾紀憲（公認会計士・税理士）
北岡直人
山田直樹
中村文音
浅井大空

発行所 税理士法人ライトハンド

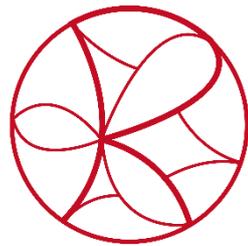
豊中オフィス〒560-0021

大阪府豊中市本町 2-4-28 リベルテ豊中本町 5 階

電話 06(6151)5728 FAX 06(6151)5729 e-mail info@right-hand.or.jp

URL <http://right-hand.or.jp/>

本書の無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き禁じられています。



Right-hand
Tax Accountants' Corporation



税務スマートブック電子版